

〈史料紹介〉

解題と翻刻：「西潟為蔵日記」大正2年1月～6月

The Explanatory Note and Reprinting of the Diary of
NISHIKATA Tamezo (1913.1-6)

海野 大地*
城下 賢一**
田中 将太*
木多 悠介*
落合 優翼***
中村凌太郎***

◆解題（海野 大地）

1. 西潟為蔵が遺した「記録」——「日記」の史料的性格

政治運動家としての西潟為蔵

西潟為蔵は、1845（弘化2）年新潟県南蒲原郡下田村福岡新田（現三条市）に生まれる。新潟の自由民権運動において主導的役割を果たし、初期議会期に二度議席を得た（第1・2回）のち、自由党・政友会の新潟県支部や北信八州会（政党組織の基礎となった道州レベルの集合体である、地方団体のひとつ）の重鎮として活動した¹⁾。特筆すべきは、代議士を退いた後も東京と

* 立命館大学大学院文学研究科博士後期課程

** 大阪薬科大学薬学部准教授

*** 立命館大学大学院文学研究科博士前期課程

新潟（下田村）にそれぞれ家を構え、都下では院外団を軸とした政党活動や中央官庁への陳情活動をなし、新潟では個別利害要求や係争問題への対応に動しむなど、中央と地方を往還する政治運動家として活発な活動をみせたことである。そうした活動は、1906（明治39）年7月、「初期ノ衆議院議員ニ当選シテ出京以来」17年間使用した東京の家を引き払ったあとも、続けられた²⁾。

ただし、西潟の活動は、何かしらの役職を伴った活動ではなかった。それゆえ輝かしい運動家・政治家としての前半生が目目されるが、西潟の後半生のごく一部である本史料（「西潟為蔵日記」大正2年1月～6月。以下「日記」と表記する）の記述からも、東京と新潟を往還する政治運動家としての活発な活動がうかがえる。そこには、生活をも擲って政治活動に従事する「井戸堀政治家」と評される民権世代の一政治家の晩年をみることができる。

西潟が遺した「記録」の形態

西潟が遺した記録類は、①手帳に綴られ簡明な家計簿メモがついた金銭関係の詳細な記述を含んだ「日記」、②上質紙を用い丁寧な製本をなし新聞記事等による背景情報の追加など若干の肉づけ・修正がなされた「雪月花」、③「雪月花」の記述がよりコンパクトにまとめられた「古今要集」があり、様式面の相違として、日付ごとに段落分けがなされるか（①）、否か（②・③）に分けられる。その所蔵状況は表に示したとおりであり、本「日記」所収の新潟市歴史文化課所蔵『関屋御船蔵町西潟家文書』には、西潟の晩年の史料が多く含まれている。

表：西潟為蔵が遺した日記・日録体の記録一覧

題目	対象時期	所蔵・閲覧
手帳	明治16～17、19、22～23年	国会憲政*1
日記	明治24年9月～明治26年3月（25年7月1日～9月26日まで抜けあり）	新潟市*2
	大正2、4～5、10～12年分。	
雪月花	弘化2年～明治40年分（第1分冊～第4分冊、1974年に野島出版から刊行）。	国会憲政*1
	明治41年1月～大正10年12月分。	新潟市*2
	大正11年1月～2月分（昭和22年、養子の「宅蔵」がメモをもとに清書したもの）。	
	大正13年1月～6月分（*9月逝去）	
西潟家 古今要集 別冊	明治12年9月～大正10年12月（第一号～第五号）。	国会憲政*1
	同上、複製物。	新潟県*3

*1 個人蔵・国会図書館憲政資料室寄託『西潟為蔵関係文書』。東京大学法学部近代立法過程研究会所蔵マイクロフィルムの複製（マイクロフィルム）。

*2 新潟市歴史文化課所蔵『関屋御船蔵町西潟家文書』。原本・複製（冊子）あり。

*3 新潟県立公文書館所蔵『下田村西潟家文書』。複製（冊子）のみ。

「日記」と「雪月花」の記述の相違

西潟は、「日記」や書付けをもとに日録体の回顧録として「雪月花」をまとめた。今回取りあげる大正期の「日記」は「雪月花」の編纂と並行して書かれたものであり、あとに回顧録にまとめることを念頭においた「記録」である。したがって、回顧録自体が仔細な日録体という形式を採用したこともあり、「日記」の記述の多くは、「雪月花」に引き継がれている。

他方、編纂の過程で相違もみられる。第一に文意の明瞭化がはかられ一部情報が加えられた点、第二にいくつかの事項・文が削除された点である。とくに後者について、買物記録や家計簿的記述の削除が中心となるが、特筆すべきは日記ならではのタイムリーな感情的記述や、結果として上手く運ばなかった事項、党支部の貸借問題の詳細などが、部分的に削除されている点で

ある。感情的記述の削除については、以下の解説のなかで具体的に述べたい。

2. 西潟にみる民権世代の大正政変

民権世代の大正政変を問う意義

憲政擁護・閥族打破を掲げた第一次憲政擁護運動にはじまる一連の政治変動は、大正政変と称される。近代日本政治史上の画期とされるこの事象については、基礎史料の収集と並行して官僚政治の打倒をはかった運動側の動向に着目して二大政党制ないしは憲政の常道を見通そうとする視角が提示され³⁾、藩閥・官僚諸勢力の競合と統治主体化をはかる政党勢力との交錯が詳細な政治過程分析から示された⁴⁾。そして1990年代以降、閥族の代表格として低く評価されてきた桂太郎を政治家として再評価する見方が強まる⁵⁾。外交政策の刷新、大陸政策の進展をはかり政界再編を試みた桂新党運動・立憲同志会組織の流れを、二大政党制の起点として位置づけようとする研究潮流である。

ところで第一次護憲運動は、代議士以外の政党员による運動体である院外団がとくに活動的になる事象の一つであった。政友会の結党以来、西潟は院外団を都下での活動の軸とした⁶⁾。院外団は、民権期以来政党活動に従事し初期議会期には代議士を経験した老練な地方有力党员と、党本部を活動の拠点とした代議士予備軍の少壮者による世代連合の様相を呈しており、西潟は長老格の一人であった。近年、院外への着目として、護憲運動を通して台頭する新世代の政治運動家を「院外青年」と把握し大正政治史を再検討する試みがみられるも⁷⁾、依然旧世代への言及には乏しい。

第一次護憲運動ないし大正政変は、自由民権運動の経験を共有した老練な政治運動家が、久方ぶりに体制批判熱を高揚させ運動への積極的な参加をはかったというもう一つの顔をもつ⁸⁾。院外団および院外運動はそうした民権運動世代を一つの軸としたのである。民権運動において中心的役割を担い院

外団の長老格となった西潟為藏は、護憲運動の高揚をいかに受け止め、政変の展開をいかに評価したのか。本「日記」には、かかる問いに対する手がかりが散りばめられている。

以下、時系列に沿いながら、(1)西潟の政治的位置および活動実態、(2)西潟の憲政擁護運動への評価、(3)運動の終焉（山本権兵衛内閣受容）とそれをめぐる新潟県支部の動向、の3点に着目し、民権世代の大正政変について検討したい。

憲政擁護運動の始動から桂内閣総辞職まで

西潟にとっての憲政擁護運動は、1912（大正元）年12月5日、運動の起因となる二個師団増設問題を批判し山県有朋・桂太郎を閥族の両巨頭として断罪する封書の送付にはじまる⁹⁾。これは同2日に党本部でなされた、政友会院外団による桂内閣弾劾決議に連動する動きであった。

翌1913（大正2）年1月16日、西潟らが旗振り役となって政友会新潟県支部は閥族打破・憲政擁護を明示した決議を行う。同日、都下では政友会院外団が国民党院外団とともに憲政擁護大会を催し同様の決議をおこなっており、その主たる担い手は都下での活動に専従した運動家であった。西潟ら地方有力党員は、後れて都下の運動に参入することとなる。

19日の政友会大会にあわせ18日に上京した西潟は、党大会にて政情を把握し閥族打破の目的を達しうると安堵の声を書き記した（1月19日条）。以降、党本部を活動の拠点とし、護憲運動の震源である憲政擁護会の活動へと参入していく（同24日、30日、2月2日、同4日条）。政友会・国民党の有志を中心とした憲政擁護会が目指した、民党連合による政党内閣に共鳴したのである。

この段階で問題となったのは、新党組織を目論んだ桂の政友会の切り崩しに対し、党がいかに対応するかであった。桂新党の宣言について、西潟は人真似に過ぎない「気ノ抜ケタビール」のようと酷評しており（2月7日条）、

政友会からの寝返りをはかる早川鐵治の招待会へ参加した新潟選出代議士加藤勝弥をとがめた(同4日条)。結果として切り崩し運動は「二百名へ書面ヲ郵送セシニ集會者僅々数名ニ過キサリシ」(同上)とあるように支持を集めえず、桂新党への反対を以て政友会の統一がはかられる。

都下では憲政擁護会を背景として議院内外で政友会と国民党の連携が図られ、2月6日には、桂新党運動への対抗をもって結束を強めた政友会ひいては国民党との民党連合の態度をみて、「民党ノ英氣衝天ノ勢ヲ顕ハシタリ」と気焰を吐いた。「官民調和」を是とした桂園体制の終焉と、民党連合による「官民対立」構図の復活が期待されたのである。

他方、桂は桂園体制下での問題解決を未だ模索していた。2月9日、政友会総裁西園寺公望が大正天皇の御前に招かれ、桂内閣との妥協を求める勅諭が下賜される。対して政友会の大半は、勅諭を桂による恣意的なものと捉え、桂内閣打倒をあらためて決議する。西潟は10日の院外団臨時会での決議に参加し強硬な態度を示した。のち代議士会でも同様の決議がなされ、西園寺はその責任をとり政友会総裁の辞任を上奏、桂内閣は総辞職の意を固めた。いわゆる違勅問題として取り沙汰される一件である。

西潟はこの顛末を書き記すにあたり、本旨には関わらない、大正天皇が勅諭を西園寺に渡さず「ホッケット」(ポケット)に収めたとの逸話をあえて挿入した(2月9日条)。この箇所は「雪月花」にも引き継がれており、桂の横暴による勅諭に不本意な天皇像を想起させることで、西潟が重きを置いて来た「天皇」と「憲政」を矛盾なく肯定し、政友会の違勅的態度を正当化してみせる狙いがあったといえよう¹⁰⁾。

ところで10日の議会再停会への反発は都市民衆を沸騰させ、その一部が政府派新聞や交番への焼討ちをはかるなど暴徒化していく。西潟は、こうした都市暴動を「国民新聞等ノ官権新聞ハ襲撃セラレ交番所ハ数多焼打ノ損失ヲ受ク、実ニ大正新政ノ一大恨事トナス」(同10日条)と批判した。その一方で、暴動の過程で国民新聞社員の発砲により落命した原源作を義士として

まつる葬式の体をなした事実上の政治運動に、憲政擁護運動の推進力となった青年層（立憲青年五団体）や土佐自由党の盟友とともに参加している。暴力を否定しつつも、その運動熱への支持は依然強かった。

後継内閣をめぐる

しかしながら、運動の高揚は政変へとのみ込まれ、「民党ノ英気」は長く続かなかつた。政変後に纏められた「雪月花」において、先の一文（「民党ノ英気衝天ノ勢ヲ顕ハシタリ」）は削除されている。

停会以後の政友会は後継内閣をめぐる紛糾する。西潟は、とくに党人派の領袖であった松田正久の態度に着目し、松田が党幹部の立場から、各地方団体の代表委員に対し地方の声への配慮を約する代わりに運動の自重を請い「静硬主義」を求めたことに言及している（同13日条）。

この頃より西潟は、民権期以来の関係である板垣退助と頻繁に連絡をとっている。民党熱の高揚に触発され積極的な活動をみせた板垣に政友会（本部）周りの政界情報を伝え、松田との仲介者となったのである。政党内閣を是とした板垣は、星亨主導で伊藤をまきこみ政党内閣を目指した政友会は星の死を契機に「猫」となった（軟化した）が、今日の運動により「虎」になり（硬化し）つつあると評し、再度「猫」となる（軟化する）べからずと大気焔を吐いたという（同14日条）¹¹⁾。護憲運動に際し、ともに民党連合による政党内閣を志向した西潟も多分に同調したであろう。

ただ松田は民党連合内閣の首班候補の一人であったが組閣の意志はなく¹²⁾、彼が政治基盤とする政友会九州団体は14日の九州代議士会で先んじて山本内閣受容を決定し、その路線での党内統一に動いた¹³⁾。17日、党人派の去就を握る松田を訪ねた西潟は「同氏ノ態度意外」とみた（同17日条）。民党連合を背景とした政党内閣路線を肯定しなかつたためであろう¹⁴⁾。さまざま板垣に松田の意向をつたえると、本部に向かい11時半よりの院外団総会に出席し政友・国民両党を基礎とする民党連合内閣以外は認めないとの決

議をなした。そして板垣を再訪しその旨を告げたのち、再度本部で情報を集め（12時半より協議員会、13時より議員総会が開かれ山本内閣組閣支持に決着¹⁵⁾）、再び板垣へ情勢を伝えている。

気焰を吐いた板垣も16日頃には、政友会の軟化を新聞などを通して察知しており、「猫」となりつつあると嘆いた¹⁶⁾。19日には、山本久顕なる人物が板垣を訪ね、土方久元が内大臣へ「政党内閣ニ組織ノ件」の内奏を働きかけるようだとの流言をもってして、板垣を強硬路線へ動かそうとした¹⁷⁾が、板垣は「遅カリシナリ」ととり合わず、西潟も「余モ守返シスル能ハサル」と政友会の不動を認めた（同19日条）。民権世代は、党の動向に機敏に反応し政党内閣の組織が困難との認識を固め、これに硬論をもって抗うことはしなかった。

他方、運動の高揚は擁護会の青年層を中心になお滞留していた。17日の政友会による山本内閣賛成決議は彼らを刺激し、主導者と目された原敬を鞭撻すべく、原邸に憲政擁護を掲げる青年が押し寄せる事態となった¹⁸⁾。これは直前に原源作の追悼演説会を催した立憲青年五団体の主導によるもので、西潟は「民論ノ大勢拒止スヘカラサルナリ」と評価した（同17日条）。しかし翌日には、政友会本部へ連行され事実上の「捕虜」として一夜を過ごし、談判もなさずに四散したとの内情を把握し「大笑」する（同18日条）¹⁹⁾。新聞をみて集った他の有志も同様であったとされ、いわゆる「院外青年」と政友会員の間の軋轢がうかがえる。黨員に説服され引き上げる多くの青年に対し、談判を活動の肝とした民権世代や政党活動歴の長い院外団連中との世代差・温度差をみたのであろうか。後に編纂された「雪月花」では、原邸への結集を民論の高揚と評する言は削除されている。

山本内閣組閣と政友会新潟県支部

20日の山本内閣組閣をめぐって、政友会の地方支部の一部は強硬に反対し、支部の分裂や消滅を招く事態となった。そんななか新潟県支部は、山本

内閣支持をもって盤石であった。これは民権世代が未だ県支部レベルの有力者として残り、その代表格である西潟が中央政況に明るく新潟への連絡役を担ったこと、とくに「赤誠面ニ表ハシ非難スルトコロナシ」（同22日条）と山本内閣を支持したことが大きい。

組閣後、新潟政友会の関心は専ら桂内閣の大浦内相に解任された政友会系知事森正隆の再任問題にあった²⁰⁾。西潟ら上京中の院外者と同県選出代議士は党本部で新潟会を開き、原内相への働きかけが企図される（同22日条）。しかし再任運動は実らず、原は水野錬太郎内務次官と内議のうえ同じく原直系と目された安藤謙介を配置転換させ新潟県知事に据える²¹⁾。この対応に対し、西潟は松田正久に不満を吐露し、原の内意と顛末を聴取している²²⁾。

3. 地方政界・地域社会における西潟

支部運営・選挙運動をめぐる金銭問題

都下での活発な活動にみたように西潟は、居村の村会議員を除く公職を退き在野に活動した大正期にもなお政党支部に深く関与していた。「日記」において、それは支部運営あるいは選挙運動をめぐる金銭問題としてあらわれる。

第一に、新潟県支部借用金問題である。日露戦後より同支部は、機関紙『新潟日報』の経営に苦慮しており、1906（明治39）年末に新聞原紙代として中越貯金銀行より800円を借用した²³⁾。この借用金は新聞社経営を担った支部幹部の連名によるものであったため、日報社が火災全焼を契機に解散し新潟毎日新聞社に吸収合併されるなか、支払責任は支部へと引き継がれ、その一部が返済されぬまま延引された。そのうちに、1913（大正2）年2月今度は貸し手であった中越貯金銀行が不良債権の堆積により経営破綻に追い込まれる²⁴⁾。

政党組織としての性格上、民間銀行の破綻をもって支部が借用金を借り倒

すことは穏やかでない。そこで預金減少を避けたい預金者と返済延期を求める支部との利害一致のもと、三条の旅館山城屋の未亡人田中シスらの預金による支部債務の相殺が、西潟が主導して弁護士の仲介により試みられた(3月14日・24日・27日条など)。山城屋は選挙時に政友会事務所として用いられるなど、支部と強い繋がりをもっていたことも影響したであろう。かくして新潟県支部と田中シスらとの間の貸借関係へと移行し²⁵⁾、支部は体面を保ちつつ借入金支払の延引をはかりえた。

第二に、選挙費立替問題である。これは、1912(明治45)年5月の第11回選挙において、運動終盤に票の不足を認めた上越(頸城地域)の上田良平陣営が、西・南蒲原郡域に票を依頼したことにはじまる。依頼の諾否をめぐり西蒲原郡の選挙委員内で衝突が生じた結果、仲介に入った西潟は運動費(200票、400円)を立替えその場を取めた。しかし上田候補は落選に終わり、立替金の支払責任をめぐって、党支部と西蒲原郡選挙委員間で押し問答が繰り返された。「日記」に記載されたのはその様相である(4月13日・6月13日条など)。非公式な運動費のやりとりとして支部の運動費の問題が、党本部の松田正久(1月25日条)にまで処理が依頼されている点は興味深い。本部は支払いを促したようだが、結果として3年後にも同問題は解決を見ておらず、「雪月花」には「彼ノ四百円ナリ支払ノ件交渉シタリ(西蒲モ支払未了ナリ)」²⁶⁾とあり、以後関係の記述が途切れている。選挙運動をめぐる候補者レベルの集票組織と支部、支部と本部の関係の一端が垣間見える。

なお選挙に際する支部による統率の乱れは、4月初頭の新潟市会議員選挙にもみられた。同選挙では、政友会系の研究会と党派性の否定を標榜した大正会が争い研究会の敗北に終わる。投票依頼に奔走した西潟は、敗因を政友会員の一部分が大正会に参加したことにあつたとみており、支部幹事に対して党派統一の不徹底をとがめた(4月11日条)。

資産なき名望家として

また西潟は、公刊された『雪月花』（野島出版）からも多分にうかがえるように、党派活動に限らず地域社会の係争問題や訴願運動に注力していた。とくに時代が下るにしたがって、厳しい家計状況から、いわゆる地方名望家としての役割を経済力を背景とした活動ではなく、政治人生で培った訴願経験と交渉力、そして地方行政とのネットワークを駆使することで担ってきた。

「日記」ではその一端として堤外地借用問題があげられる。これは信濃川筋の堤外地（南蒲原郡田上村横場新田内）を畑作用に借り受ける願出をめぐって、豊富な訴願経験と地方行政ネットワークを駆使し、県高官（内務部長・地方課長など）にかけあうというものである。とくに知事の約束をとりつけ内務部長との交渉の武器とする（3月16日条）など、西潟の交渉力は地域社会の貴重な財産であり、彼の名望を支え続けたものといえる。

また西潟が生涯をかけて最も尽力した地域問題の一つが、居村下田村の隣村である森町村の山林（国有林）下戻問題であった。「日記」に散見される小沢（七三郎）との訴訟は同問題を契機とした。その経緯は以下のとおりである。

当初森町村有志は西潟に協力を請いたが、資金に乏しい西潟は市中の豪商小沢七三郎（先代）の資金援助を仰ぐこととした。そこで西潟が仲介となり、先代七三郎に見返りとして成果物の一部を与える契約が結ばれた。この契約は、獲得した成果物の売却額と訴訟費用の差分が小沢の利益となるものであった。締結にあたり西潟は、先代七三郎との間で小沢家の取り分より仲介に要した資金 + a を西潟が得る口約（小沢の取り分の3分の1、最終妥協案から算出すれば4000円を西潟が得るというもの）を結んだが、問題解決前に先代が死亡してしまう。下戻問題は一応の解決をみるが、当代七三郎は裁判費用等がかさみ先代・西潟間の口約を履行すれば利益が残らず赤字となりうるとの判断からこれを反故としたため、西潟は当代を訴えたのである²⁷⁾。

本日記での記述は、第一審（新潟）で敗訴したため、東京での控訴審に挑む段階である。第一審での敗訴後、控訴にあたり訴訟依頼を受けた横田千之助が「五分五分ナリ」と勝算を鑑定したように（2月9日条）、諾成契約の相続如何が争点となる複雑な訴訟であった。

訴訟内容とともに注目すべきは、西潟が協力を願った弁護団の人選であろう。横田千之助や斎藤二郎は星亨の薫陶を受けた弁護士であり、同時に政友会所属の政治家でもある。とくに斎藤は護憲運動に際して院外団の活動の中心を担っている。西潟と星との強い繋がりは、星の未亡人綱子との交流からもうかがえ、このほか星の法事が民権運動の経験を共有した旧友が再集する場として機能したことも興味深い事実である（6月21日条）。

なお同訴訟の弁護費用の捻出は、先述した選挙費立替問題の早期解決に苦心した理由でもあった。200円程度の資金繰りに苦しむほどに厳しく綱渡りな家計状況のなか、地域の顔役として振舞い、中央に出て政治運動に従事した西潟の晩年の政治生活は、果して井戸堀政治家の典型であったか。西潟を一例として、多くの「井戸堀」を生んだ民権世代の政治人生を比較することも可能であろう。

晩年の西潟は、私利私欲に専心しなかったが、皆が利を得るかたちを演出することでたかに金策を試みていた。西潟にとって山林下戻運動ないし対小沢訴訟は、自らの政治生活が招いた膨大な借金をいくらかでも解消しようとする手段の一つであった。しかし、結果として同訴訟は第三審まで進めるも敗訴に終わり、下戻運動に尽力した一連の活動費もまた「持ち出し」となってしまう。

おわりに

以上のように、本史料は民権期から大正期に至るまで中央と地方を往還し続けた在野の政治運動家である西潟為蔵の晩年の足跡を示すものである。憲

政擁護の高揚とともに民権運動期以来の政治熱を高める一方で、運動の引き際からは、長きにわたる都下での政党活動、支部運営への関与から政党組織の論理に通じた西潟が有した、政党ありきの活動を常とする行動規範が垣間見える。

西潟にとっての大正期は政治人生の精算期でもあり、そこには記録編纂へ注力するとともに、家計改善・回復をはかり模索する姿があった。その一方でなおも新潟を中心に盛んな活動を続け、その政治人生で培われた人的ネットワークと名望を以て、翌1914（大正3）年より最期の大仕事である新潟盲啞学校設置運動に注力していく。本史料が、他に類をみない「記録」を遺し、資産なき在野の政治運動家として生き続けた、稀有な「井戸堀政治家」の足跡をたどる一助となれば幸いである。

最後に、西潟が膨大な記録を残した意図について、西潟自身が残した記述は管見の限り見当たらず推察にとどまるが、付言しておきたい。第一に、どこで誰と会い、どのような話（あるいは書簡のやり取り）をなし、いかなる結果が生じたかという記録が、中央地方を問わない官公庁への訴求活動を中心とした西潟の政治生活にとって非常に重要な政治資源となりえたことである。なにより記録が武器となることを西潟自身が強く意識したのではないか。第二に、「雪月花」に加え抄録として「古今要集」をまとめたように、7町歩半の地主生活を擲った自身の政治生活の実状とその意義を明らかにすることで、経済的困難を招いた西潟家に対する説明責任を果たす意図があったのではないか。以上の推察に根拠を与えるためには、彼の記録の全容をさらに把握する必要があるだろう。

なお史料の翻刻にあたっての作業は海野が中心となって行い、半月分あるいはひと月分ごとに読み合わせ会を行うかたちで、城下賢一、田中将太、木多悠介、落合優翼、中村凌太郎各氏の協力を得た。

末筆ながら、史料の閲覧等にあたりご協力いただいた、新潟市歴史文化課の長谷川伸、高野まりい両氏、新潟県公文書館の横山真一氏をはじめ、関係

者の方々に、御礼申し上げたい。

注

- 1) 西潟為蔵の前半生については、本間拘一・溝口敏磨編『雪月花：西潟為蔵回顧録』（野島出版社、1974年）、金原左門「草の根、民権主義：西潟為蔵と新潟民権運動」（見田宗介編『明治の群像5：自由と民権』三一書房、1968年）、同「民権家西潟為蔵の土着的発想と行動」『地域をなぜ問いつづけるか：近代日本再構成の試み』（中央大学出版部、1987年）に詳しい。近年では、これらの蓄積を簡潔にまとめた弥久保宏「自由民権政治家・西潟為蔵の生涯：政治家の矜持」（『世界と議会』583、2019年）がある。
- 2) 前掲『雪月花』1906年7月31日条（508頁）。
- 3) 山本四郎『大正政変の基礎的研究』（御茶水書房、1970年）、同『山本内閣の基礎的研究』（京都女子大、1982年）。
- 4) 坂野潤治『大正政変：1900年体制の崩壊』（ミネルヴァ書房、1982年）。
- 5) 桜井良樹『大正政治史の出發：立憲同志会の成立とその周辺』（山川出版、1997年）、季武嘉也『大正期の政治構造』（吉川弘文館、1998年）、小林道彦『桂太郎：予が生命は政治である』（ミネルヴァ書房、2006年）、小林道彦『大正政変：国家経営構想の分裂』（千倉書房、2015年、初出1996年）、千葉功「大正政変と桂新党：『立憲統一党』構想の視点から」（『日本政治史の新地平』吉田書店、2013年）など。なお、大正政変の終点をどこに置くかという点は研究者のなかでも一致をみない。西潟と政変の関係を問う本稿では、政友会が政変の主導者となった第一次護憲運動の終焉、山本内閣組閣前後までを検討対象とした。
- 6) 伊藤総裁時代より政友会院外団に関わり、日露戦時期には、院外有志大会の準備委員、憲政本党院外団との院外連合に向けた政友会側の代表などをつとめ、院外団が活発化する地租軽減運動においても積極的な活動をみせた。「政友会院外委員会会合（1905年9月27日付、乙秘第271号）」（JACAR：Ref.C06041167800）、「政進両党院外者の会合（同10月11日付、同第314号）」（同Ref.C06041170600）。「雪月花」1909年12月～10年2月を参照。
- 7) 伊東久智『「院外青年」運動の研究：日露戦後～第一次大戦期における若者と政治との関係史』（晃洋書房、2019年）。
- 8) 護憲運動と民権運動の関係については、護憲運動の中心的存在とされた犬養毅の地方基盤である岡山の運動推進者に着目し、民権運動における先駆性を護憲運動における先駆者としての立場に読み替え、運動の高揚をはかったことを明らかにした、久野洋の研究がある。久野洋「犬養毅・立憲国民党の地方基盤：大正期『第三党』構想の前提」（『ヒストリア』265、2017年）。
- 9) 「内閣総辞職ノ号外アリ、同夜長閑ノ二老（山県桂）へ封書ヲ発セリ」（概略、長閑軍陣

ハ国家経済ヲ紊乱スルノ公敵ナリ、我等国民ノ壮丁ハ彼レ軍人ノ指揮ノ下ニ立タシメストノ形勢ヲ来タセリ、宜シク国家ノ為メ反省アリタシ云々）」（『雪月花』1912年12月5日条）。

- 10) 西園寺に対する大正天皇の言については、伏見宮内大臣が「御書き付の詔勅に非ず、御口上に止まれる」違勅に当たらないと評価するなど、違勅か否かという点においても自明ではなかった（季武嘉也 1998）が、西潟は勅諭として理解している。
- 11) 「虎」「猫」に例えた板垣の政友会観に関する記述は、「猫」となった後にこれを記者に嘆いた記事（『読売新聞』1913年2月17日など）より補った。
- 12) 西山由理花『松田正久と政党政治の発展：原敬・星亨との連携と競合』（ミネルヴァ書房、2017年）第6章。
- 13) 関係の記述は以下のとおり、いずれも福岡県立九州歴史資料館所蔵（『永江文書』C-18、『野田大塊文書』A-22）。「朝松田氏を訪い密談す。十一時より三緑亭にて九州会内閣組織に付協議す。午后長谷場を訪、松田氏の事を談ず。晚福岡会、晚十一時電話にて長谷場面談の事を松田氏に談す」（『永江純一日記』1913年2月14日条）。「九州代議士会開く。山本内閣組織の可なる事を決議す。但し山本首相陸海軍大臣及外務大臣の除く総て政黨員たるべし」（『野田大塊日記』同14日条）、「在京各団体の方向を九州会同様に採らしむる事に勉む」（同15日条）。
- 14) 松田正久を首班とする純民党内閣構想が潰え、山本の組閣が既定路線となるに従い、(1)山本権兵衛の政友会入りと(2)国民党との提携（犬養毅の入閣）を条件とする政党内閣構想が唱えられた。西潟はとくに(2)を重視したと思われ、それは、政友会外団の決議が、2月14日「必ず純民主党を基礎とすること」から同17日「政国両党を基礎とすること」へと譲歩され、山本の組閣を黙認し民党連合を背景とする政党内閣の要請に争点を移したことから傍証される。
- 15) 山本四郎 1982、74～80頁。
- 16) 『読売新聞』1913年2月17日。
- 17) 『原日記』によれば、山本久顕は板垣の紹介として本部を訪ね、板垣の賛同を得たかのような態度で、土方内奏による山本内閣賛成決議の取下げを原に求めたという。『原敬日記』1913年2月13日より19日に至る（原文ママ）条。
- 18) 憲政擁護運動を主導した青年層（立憲青年五団体）が求めたのは、(1)山本の政友会入り（註15参照）による政党内閣の確立であり、それゆえに原敬および政友会への批判を強めた（17日政友会本部に押し掛けた際の決議より、山本四郎 1982、82頁）。
- 19) 「憲政擁護会ノ青年会員ト称シ原敬へ面会セント同邸へ到ル、同人不在ナリ、本部へ引取ル凡ソ二百余名ナリ、其捕虜タル者七十三名徹宵シテ明ルヲ待チ会見ヲ為サスシテ退クト、十八日午前八時本部へ到リ今朝マテノ実状ヲ承知シ呼々大笑セリ（彼等ノ委員トシテ十名残り居タル内三名入会スト）」（『雪月花』1913年2月17・18日条）。
- 20) 当時の新潟県政は、原直系と目された森正隆知事を押し立てるも県議会で劣勢な政友

会と、県会議長を擁し議会多数派であった国民党が対峙する体をとった。このねじれ状態が、国民党の予算削除要求への行き過ぎた抵抗として政友会県議・壮士による国民党議長・県議殴打事件へと行きつき、桂内閣（大浦兼武内相）による森更迭の口実となった（裁判過程は『新潟新聞』1913年1月～4月の記事参照）。原は山本内閣で再び内相に返り咲くと、桂新党の有力地盤へ対応すべく知事人事の刷新を図り、新潟県支部は再任を求めた。

- 21) 『原敬日記』1913年3月1日～3日条。復讐的更迭との言質を与えないために、議長殴打問題が生じるまでに衝突を重ねた森正隆の復職ではなく政友会系（原直系）知事の入替（安藤謙介の登用・森の転出）で対応したとされる（『新潟新聞』1913年3月2・5・8日）。
- 22) 「雪月花」1913年2月28日条、「日記」3月2日条。
- 23) 新潟県支部・新潟日報社の幹部層である、「小柳・吉田・須藤・関川・関矢・上田・石井・西潟」の連印による（前掲『雪月花』1906年12月20日条、518頁）。
- 24) 1月末の株主総会にて欠損金の一部12万円を預金者負担とせざるを得ないことが告げられ、2月半ばの預金者総会で10円以上預金者には3割内外を差引いた払戻を乞うとの方針が提示された（『新潟新聞』1913年1月26日、2月19日）。
- 25) これは「雪月花」での「浅野竹蔵来訪ス、支部対田中シス貸金ノ件ナリ」、「支部へ到り田中シスノ請求ヲ神林莞尔へ話シタリ」との記述からも推測できる（「雪月花」1914年6月4日条、同6日条）。
- 26) 「雪月花」1915年6月28日条。
- 27) 関係史料として、新潟市歴史文化課所蔵『関屋御船蔵町西潟家文書』に、「森町村国有林下戻事件、小沢との訴訟書類」約70点が所収される（整理番号P66-36～39、紙焼簿冊）。その内容は、委任状・訴状・判決書等のほか、下戻決定後の立木処分問題に関する西潟・森町村有志間の往来書簡が多くを占める。

◆ 翻刻：「西潟為蔵日記」大正2年1月～6月

(海野大地、城下賢一、田中将太、木多悠介、落合優翼、中村凌太郎)

凡例

1. 字体は、基本的に常用漢字を用いたが、数字表記や名前・地名など個別名称に限り表記のままとした、
2. 合字はカタカナ・ひらがなそれぞれに、変体仮名はひらがなに改め、カタカナはそのまま表記した。
3. 文意の通じない箇所は「ママ」と文字上部に注記し、推測しうるものは〔 〕内に記した。
4. 読みやすくするために「、」を適宜施した。なお人物併記の際に用いられる原資料中の読点「、」も同様に「、」で表記した。
5. 判読不明の字を「■」、空白（空字・闕字）箇所を「□」で表記し、推測しうるものは〔 〕内に記した。
6. 日付表記については、文の冒頭に「同○日」「○日」と様式の不統一が見られるが、原文のまま表記した。
7. 当該時期の「雪月花」（新潟市歴史文化課所蔵）と記述の異なる部分、とくに「雪月花」にて追記された部分は注釈に記した。

大正二癸丑年一月一日 雨雪、午前七時御諒闇中ニ付年始欠禮云々はがき十六葉到来ス、同十時早見高治歳首の伺ひナリト来訪セリ、余ハ御遠慮申上外出セス、及年始欠礼云々ノはがきヲ発セス、謹肅罷在候也、同夜吉田権四郎氏ヨリ来状アリ、色々御話シ致置タル、排水器械据置区域除外ノ件ナリ
 二日 雪小降、初買物ニ行キタリ今朝新発田町鶴巻榮吉及櫻井市作氏え書状ヲ發送ス、何レモ官僚派ノ戦闘ニ関スル通知ナリ

一、金貳円五拾銭 (午貳本郵便切手及はがき代及ピケット代)

三日 晴、吉田権四郎氏へ返書ヲ発ス、午後二時同時渡辺幸平氏へ書状ヲ発ス、来ル十二日マテ延期ノ件ナリ、及音平¹⁾へ其旨返書ス、又タ東京重見園吉氏へ年始ノ返書ヲ発ス、又高橋吉五郎氏へ判決書ハ東大畑通り一ノ六五一へ御通知方依頼状ヲ発セリ

四日 雨、午前十時森正隆氏ヲ訪問ス、伝言シタリ、十一時支部へ到リ神林〔莞尔²⁾〕氏ニ面会シテ現政況ニ対スル意見ヲ話シタリ、及幹事櫻井氏ニ伝言ス、日時小林福寿氏ヨリ年賀欠礼ノハガキ到来セリ、午后四時鶴巻榮吉氏來訪ス懇話ス、五時退出ス

一、金一円拾銭 玉露半斤茶入筒代共 (石竹秀延へ託シタリ)

本日前田惠隆氏來訪、時局談ヲナシタリ、又タ久我正庸氏より年始欠礼状到来ス

五日 朝雪十時ヨリ晴、午前九時渡辺盛次³⁾氏來訪雑話シタリ、十一時横場村諸橋新一郎⁴⁾來訪、彼堤外地拝借税ノ件ナリ、余ハ未ター一回モ其話シ不致旨ヲ陳弁シタリ、午后五時鶴巻氏へ書状アリ、帰宅ノ件ナリ、依ッテ遠路御足労ヲ煩ハシタル旨返書ス

六日 少雪降、午前九時長谷川惣太郎氏より來状アリ (借入金仕訳出入) 直チニ返書ス、午前十二時小林ノハル來訪ス、昼飯ヲ供セリ、午后三時半退去ス、秘書ヲ託シタリ、今朝午前六時五十八分小寒入

七日 曇、午后五時音平へ書状ヲ発ス、商業銀行云々ノ件ナリ、森正隆氏官邸引払南濱通り二丁目伊藤別邸へ移転セラル

八日 晴、午前十一時前田氏令閨來訪ス、又今朝早川鐵治氏ヨリ年始状アリ、返出ヲ發送ス、同氏ハ東京府下渋谷町大字上渋谷六十八番地居宅、又麴町有楽町一ノ四事務所ナリ、午后三時小林八藏氏年始ノ礼ニ來訪セリ、又飯ヲ供ス、はる迎ひに來レリ

一金五円也 勝手方へ相渡ス

九日 雨、午前八時新潟毎日新聞社ヲ訪ひ森澤氏へ見舞金壹円也贈呈セリ、

荻野左門氏へ面会シ小島太郎一氏ノ返事ヲ促カス、而シテ支部へ到リ、上田良平（幹事）神林事務員へ面談ス、同人ハ是より三県議員ノ保釈ニ付監獄署へ行クト云⁵⁾、十時高橋吉五郎氏ヲ訪フ、不在ナリ、判決書ノ件ニ付伝言シテ退ク、十一時県庁へ出張、地方課長ニ会見シテ横場堤外地拝借ノ件ニ付懇談シタリ、何分ノ詮議ニ及フヘシト云フ、又中信新田ガ排水器新設組合ニ関スル除外ノ件ニ付陳述シタリ、十二時退庁ス、午後一時森前知事ヲ邸ヲ訪フ、一昨七日当邸へ移転スト云フ、雑話ヲナシテ退ク、午後五時諸橋新、吉田権四郎兩人へ県庁向キノ件通知状ヲ発ス、又篠田方住永氏より書状アリ、不參ス

一、金貳円九拾錢 森氏へ麦酒^{ダース}打代

一、同一円也 毎日新聞記者森澤□見舞代

十日 快晴、午前九時在田上村大字湯田上本間権四郎方止宿土田素賢氏より来状アリ、小学校ニ従事スト云フ、十一時尾形ノ姉年始ニ来訪セラル

十一日 晴降交々、午前九時目黒昌司ヨリ来状アリ、賄賂ノ件ナリ、元峯禪師書ヲ写シテ返書トナス、又来ル十四日村会へ不參ノ届書ヲ郵送ス、昌司へ託セリ、午後六時村会ノ召集状音平より転送セリ、同夜一同尾形方へ年始ニ行キタリ

十二日 雪、午前十一時長谷川榮蔵来訪、家政上ノ件ナリ、午後五時山与支店ニ行キ泊ス

十三日 雪、午前九時山与支店ニ到リ〔長谷川〕惣左衛門家政上ノ件ニ付関蔵へ相談シ、同人ヨリ百五拾円借用金承諾スルコト、ナシ、来ル廿日迄ニ送金スルコトニ極ム、十時榮蔵同伴帰宅シ其旨ヲ話シ、帰村次第郵便にて借用証ヲ送付セルコト、ナセリ、返金ハ十月ト定ム、十二時退出ス、帰途荻野氏ヲ訪ヒ面談ス、同人曰ク小島ヨリ漸ク返事アリ、就而は新聞社ノ件ハ別段ヲ願度シ、其他荻野ヨリ三百円ノ内半額百五十円ニ御勘弁願度トノ件ナリ、依ッテ其旨石田氏へ願フコトトナシタリ、帰宅ス、而シテ四百五十円即金ニテ他ハ御勘弁ノ件書状ヲ發送シタリ（百五十円余ニ被下ト）午後一次榮蔵退

出セリ、又西潟順平氏より来状アリ（戊申ノ件）

十四日 晴、午前八時石月ヤスより来状アリ、「テイ女」嫁ノ件ナリ、午后三時小林八蔵氏へ問合はがきヲ発ス、七時鶴巻栄蔵氏ヨリ（上大川前通り六番町越前や）懇切ナル書状アリ、新発田町宛ニテはがきヲ発ス、人事ヲ尽シタルヲ以テ其上ノ事ハ天命ニ任スモノナレバ御放念アリ度ト」

十五日 曇ル、午后四時小林早見両氏来訪、娼妓取締規則改正相成タルノ祝意ヲ表スル為メ、酒肴料トシテ聊カナレトモ呈進スト包ヲ贈ラレ受納仕候也

十六日 快晴、高橋弁護士ヲ訪ヒ事件書類一切ヲ受取、尚ホ裁判宣告書ハ新潟地方裁判所民事部より下付次第ハ東京表指定ノ所へ郵送スルコトニ定ム、又余ハ弁護料及事務一切ノ雜費ノ当テニテ金五拾円也提出シタルニ、同人ハ廿円也返却シタルヲ以テ受領シタリ、午前十一時県庁へ出頭、地方課長藤澤喜士太氏ヲ訪問ス、出張セラレタリト云フ、横場諸橋氏依頼ノ件ナリ、午后一時支部へ到リ臨時大会ニ出席ス、本部特派員トシテ戸水寛人出席ス、而シテ左ノ決議ヲナシタリ

当支部ハ憲政擁護閣族討滅ノ目的ヲ以テ政友会所属議員ヲ督励スル意旨ヲ表示シ左ノ決議ヲ為ス

- 一 議会ノ劈頭ニ際シテ内閣弾劾ノ決議ヲ為スヘシ
- 一 政友会ニシテ若シモ憲政上ノ本義ニ於テ戦フコトヲ避ケ予算ノ末節ニ拘泥スルカ如キコトアラバ当支部会員ハ断然処決スルトコロアルベシ
- 一 議会ニ於テ弾劾上奏ノ結果解散セラレタル場合ハ前代議士ノ再選ヲ公約ス

右満場一致ヲ以テ可決確定ス、次キニ戸水博士高橋光威時局ニ関スル演説ヲナシタリ、四時散会ス、同五時鍋茶やニテ親睦会ヲ開ク八時帰宅ス、本日田村文次郎氏ヲ訪ヒ買物ヲナシタリ（画箋紙及西洋紙等）

一、金三円廿六銭 鍋茶や会費及紙代金ナリ

十七日 小雨、午前九時森正隆氏ヲ訪ヒ彼ノ額字、掛物、ノ揮毫ヲ依頼ス、

十時吉勘ニ到リ戸水高橋両氏ヲ訪ヒ面会ス、十時半県庁へ出頭、藤沢課長ハ上京ニ付内務部長石川啓氏へ面会シ、横場堤外地ノ貸付料ノ件ニ付説明シタリ、十一時半帰宅ス、又今朝鶴卷磯吉氏来状アリ「今回ノ事件ニ対スル謝状ナリ」

十八日 曇、富田精策氏去ル十六日午後□死込ノ広告アリ、吊詞ヲ郵送ス、午前八時石川啓君官邸ヲ訪ヒ、横場ノ件ニ付懇談シ、其旨横場諸橋新氏へ通知ス、十時森正隆氏ヲ訪ヒ面会雑談シ上京スル旨ヲ告ケテ退席帰宅セリ、午後二時急用ニテ上京ノ途ニ就ク、一ノ木停車場へ音平待居ラス、空敷通過ス

十九日 快晴、午前八時麴町平河町三丁目金生館へ着ク止宿ス、朝飯ヲ喫シテ、十時政友会本部へ到リ定期大会ニ列ス、午後二時開会、本会ノ宣言書ヲ決議ス、而シテ総裁西園寺侯爵ノ演説アリ、陛下ノ万歳及政友会万歳ヲ三唱シ四時閉会ス、同五時築地精養軒ニ於テ総裁ノ招待会ニ参列ス、一大盛宴ナリ、八時帰宿ス、本日ノ政況ニ依レバ確乎目的ヲ達スヘキト安堵ヲナセリ、「旧曆十二月十二日ニ当リ元禄ノ討入」

廿日 快晴、午前十一時「石月佐傳次」「長男音平」「長谷川惣太郎」「高橋吉五郎」「義雄⁶⁾」「ソト⁷⁾」及ビ三条本派本願寺別院へ書状ヲ發セリ（石月氏へハ中央ノ政党及今後ノ準備、又戊申ノ件）、長谷川惣太郎氏へハ彼ノ借用証書ノ件）、高橋吉五郎氏へハ宣告書郵送方ノ件）、外三人ハ通知ナリ」

- | | |
|----------|----------------------|
| 一、金貳拾円也 | 一昨十八日勝手方へ相渡ス |
| 一、同六円也 | 上京汽車人力車賃其他 |
| 一、同参円八拾銭 | 諸買物費其他 |
| 内（壹円廿五銭 | 電車三十回一冊一円拾銭、郵便切手及はがき |
| 壹円十五銭 | 足駄壹足三十銭、本部ニテ昼飯代 |

午後二時榛原直次郎店（日本橋通り一ノ一）へ到リ画帖其他ノ買物ヲナシ、帰途古梅園ニ墨壺丁又栄太楼及銀座木村やニテ菓子類ヲ購求シ五時帰宿ス、同夜義雄來訪、雑話シタリ、又夕田辺熊一氏へ依頼ノ件ヲ話セリ、諾ス

- | | |
|---------|-------------|
| 一、金九円拾銭 | 榛原店買物代仕譯ノ通り |
|---------|-------------|

- 一、同六拾錢 古梅園神山墨壺挺代
 一、同七拾錢 栄太楼本村ヤ其他買物代

廿一日 快晴、午前十一時本部へ到り有志者ト談談ス、我党代議士其他ハ衆議院ニ到リテ協議会ヲ開ク、十一時三十分対議會ノ順序決定ス、於是忽チ停会ノ詔勅降下セリ、一月廿一日より二月四日迄十五日間、十二時昼飯ヲ喫ス、時ニ衆議院ノ傍聴ニ参院セシ有志者大コボシニテ〔…強く不服を唱えて〕帰来セリ、第一ニ国民新聞ノ号外アリ、即チ国民党ノ重立者脱党（片岡〔直温〕大石〔正巳〕河野〔広中〕箕浦〔勝人〕島田〔三郎〕）セリ、マダアル（阪本〔金弥〕蔵原〔惟郭〕）所謂犬養派ヲ除キテハ都テ軟骨議員ノミ、大動揺ヲ發セリ、午后二時板垣伯ヲ訪ヒ雑談セリ、午后四時半退出帰宿ス、同夜義雄来宿セリ、高橋光威氏外六名ヨリ「今夕五時ヨリ築地香雪軒ニテ晚餐饗應ノ案内よりはがき持参ス（午後七時）、依ッテ夕飯後ニ付不参ノ電話ヲ發セント欲シタレ共不通ナリシナリ、本日国民党重立者（大石河野武富〔時敏〕片岡嶋田裏天カトウ〔政之助〕蔵原等）脱党ス（除名ニ先立）嗚呼、

- 一、金壺円三十錢 板垣伯邸へ進呈鶏卵代
 一、同貳円也 義雄ニ附與ス

廿二日 大雨、午前八時田辺熊一氏ト電話ス、而シテ午后一時本部茶話会ニ到リ相談スルコト、ナセリ、午后一時本部へ到リ茶話会ニ列ス、磯部四郎氏ノ國務各大臣ノ月旦演説アリ、又山口熊野氏カ兩党院外団体カ昨日ノ停会ニ対スル宣言書ノ發表アリ、次キニ伊藤仁太郎氏ノ講談アリ、西郷南洲カ維新前ノ実歴ナリ、四時帰宿ス、又田辺氏ト面談シタリ、本日ハ通常ノ茶話会ト異ナリ多数ノ出席者アリシ

- 一、金壺円也 茶半斤貳貫其他品々買入

廿三日 快晴、午前十一時京橋区南鍋町交詢社へ到リ竹越與三郎氏ニ面会シ、目下ノ政況ヲ談話シ、又民事弁護士松本隆作氏（本郷西片町一〇、四ノ一三）ノ事ヲ招致ス、十二時本部へ到り有志者ニ面会シ、又尾崎行雄氏旧懐談ヲ為シタリ、昼飯ヲ喫シテ三時半帰宿ス

一、金一円五拾錢 資生堂齒磨キ及昼飯等ノ代

廿四日 快晴、午前十一時新富座憲政擁護会第二回大会ニ参列ス、尾崎〔行雄〕犬養〔毅〕松田〔正久〕杉田〔定一〕岡崎〔邦輔〕其他ノ政友ト昼飯ヲ共ニス、午後一時開会、杉田氏議長席ニ就キ尾崎犬養始メ十余名ノ演説アリ、四時散会ス、劇場前ニテハ大演説会ヲナシタリ、又時々劇場ヘ突貫シ竟ニ北側一方ヲ破リ二百余名侵入スト云フノ盛況ナリシ、退場後日本橋区亀井町八番地重見園吉氏ヲ訪ヒ、夫婦え面会シ漸次ニシテ退席ス、同家ニ坂西亀太郎氏在リ面会シタリ、本郷ニ宿泊スト云フ、五時半帰宿ス、彼ノ中之島描興師星野描平金生館ニ奉公セシニ実家ヨリ喚戻ニ付当夜帰宅ス

一、金参円廿錢 憲政擁護会寄付金及弁当代

同夜三条町西別院方梨本、滝澤両氏宛ニテはがきヲ發送シタリ

廿五日 曇、午前十時半坂西亀太郎、五十嵐六松両氏来訪ス（五十嵐氏ハ三島郡深才村大字本大島ノ人ナリ）、炭酸水式本ヲ贈ラル、雑話シタリ、十一時半出発、松田正久氏ヲ訪ヒ面談ス、時局ノ件ナリ、又タ西蒲原郡ヘ拙者ノ提出セシ選挙費ノ件ニ付依頼シタリ⁸⁾、午後二時半帰宿ス、時ニ皆川賢道師ヨリ返書アリ、〔三条〕別院庫裡寄付金ノ受領証封入セリ

廿六日 晴寒風烈シ、午前九時田辺熊一氏ヲ訪ヒ種々懇談シタリ、且ツ義雄ガ件ヲモ依頼セリ、尚ホ鷲尾技師ニ直接ニ話シスル方宜シト云フ、彼ノ四百円ノ金ハ此際解決仕度旨ヲ話シ、吉田仙七氏全快次第同伴シテ高橋光威氏ヲ訪フコト、ナセリ、十一時半退出シタリ、夫より浅草觀世音ヘ参詣シテ帰宿ス、時ニ弁護士高橋吉五郎氏ヨリ書留書状到来シアリ、判決書ナリ（敗訴）、直チニ受領ノ返書ヲ發セリ

一、金八拾錢 田辺氏方ヘ菓子代及昼飯料

廿七日 快晴、午前九時斎藤二郎氏ヲ訪ヒ小澤事件控訴ノ勘定ヲ依頼ス、十一時本部ヘ到リ各方面ノ政況ヲ視察シ昼飯ヲ喫シ、午後一時三十分帰宿ス

一、金壹円也 昼飯及種々買物代

廿八日 晴、午前十一時本部ヘ到ル、代議士委員会アリ、午後一時八団体委

員会アリ、三時退出、斎藤二郎氏ヲ訪ヒ四十二年八月以后ノ参考書類ヲ斎藤氏へ相渡シ又起訴ノ件ニ付意見ヲ承知セリ、完全タリト認メスシテ五時半退出、六時帰宿ス、同夜義雄来宿ス、雑話シタリ及敗訴ノ件ヲモ告知セリ

一、金壹円廿五銭 本部ノ給仕四人へ例之通り遣ス昼飯代

廿九日 晴、午前九時築地南小田原町一四ノ五田辺氏方へ書状ヲ発ス、今夜会见ノ件ナリ、午後二時石月佐傳次氏より来状アリ、不相変深切ナルモノナリ、戊申ノ件モアリタリ、同夜田辺氏ノ都合ヲ照会セシニ帰宅セスト云フ、又夕吉田仙七氏帰郷ストノ報知アリシ

三十日 晴、本所亀澤町二ノ三磯部四郎氏へ電話ニテ面会ノ件照会ス、午後一時同氏方へ到ル本部茶話会ニ出席スト云フ、余モ出席スト答ヒ直チニ本部へ到リ茶話会ニ列セリ、后三時西園寺総裁出席シテ一条ノ挨拶アリ、始終会同者ト談話ヲ続ケタリ、原敬氏モ出席シテ懇話ス、二三ノ演説者アリ、例ノ伊藤仁太郎氏カ乃木大将談アリ、盛会ヲ究ム、又鳩山和夫故人長男鳩山一郎外一名ノ入会者を幹事より紹介セリ、四時退出築地精養軒ノ憲政擁護会へ出席シ有志者ト面会シテ帰宿ス、午後五時ナリ、同夜田辺氏ヲ訪問ノ予定ナリシモ旧知事森正隆氏ノ招待宴会ヲ開クトノコトニ付見合セリ、又夕重見令夫人ヨリ電話アリタレトモ強風ニ付遠慮セリ、又横場ノ諸橋新氏より帰国ノ問合アリ、未定トノ返書ヲ発セリ

一、金壹円五銭 電車三十回壱冊及昼飯代

卅一日 晴、午前十一時浅草観世音ニ参詣シ富士観ノ活動写〔真〕ヲ視ル、進歩セシモノナリ、「里見八犬伝、金色夜叉」其他種々アリ、午後五時帰宿ス横田千之助帰宅ノ報アリ

一、金拾九円六十六銭 金生館宿払（十九日より卅一日迄）

一、同壱円也 ヤツ古〔田原町ノ鰻屋〕昼飯及小遣ヒ

二月一日 晴、午前十時小林福寿氏へはがきヲ発ス、同十時三十分横田千之助氏ヲ訪ヒ（麻布市兵衛町二ノ一、電芝九〇）面会シテ控訴事件ノ鑑定ヲ依頼セリ、十一時三十分退出ス、而星綱子⁹⁾未亡人ヲ訪ヒ面会雑話シタリ、密

柑壺箱ヲ呈ス、同家戸主光¹⁰⁾氏ニモ面会シテ退ク、午後一時本部へ到リ昼飯ヲ喫シテ雑談シタリ、三時帰宅ス、夫より目黒孝平¹¹⁾氏ヲ訪ヒ暫時面会シタリ、初対面ナリシ、不在中小金井権三郎來訪セラルト云、同夜重見夫人來訪、且又暫時面談旧誼ヲ尊重セラル

一、金壺円三十五錢 密柑壺箱及昼飯代等

二日 晴、午後〇時廿分日比谷公園内松本樓へ到リ三団体懇親会列ス、出席百五十余名各派代表者ノ演説アリ、盛会ナリシ、午後五時帰宿ス、同夜義雄來訪、種々雑談ス、八時半退出セリ、不在中星綱子[■]より使者ヲ以テ菓子を贈らる

一、金壺円五十錢 松本樓懇親会費

三日 晴温ナリ、午前十時出發二重橋へ到リ宮城ヲ拝シ諸方ヲ見物セリ

一、金五拾錢 昼飯料及小楚者

四日 快晴、今朝我新潟県衆議院議員中本郡大竹貫一及坂口仁一郎等ノ與党ハ是迄同志会及国民党タルノ仮面ヲ冠ムリテ良民ヲ欺キ選挙場裡ニ勝利ヲ得ルヤ利欲飽クナキ彼等ハ忽チ仮面ヲ脱シテ昨日閩族桂党軍門ニ投降セリ¹²⁾、誠ニ憲法政治ノ前途憂慮ニ堪ヘサルヲ以テ其概略ヲ本郡同志者へ通報シタリ、午前十一時本部へ到ル、我カ政友会ハ整然トシテ一絲不乱ノ体度ヲ示セリ、午後三時靖国神社へ参拝シテ帰宿ス

一、金壺円五十錢 郵便はがき及昼飯代

同夜院外団より急通ニ接シ直チニ擁護会ニ出席ス、午後十時帰宅シタリ、当夜加藤勝弥氏ハ彼ノ早川鐵治¹³⁾ノ招待会ニ赴キタリ、時節柄注意スヘキニト思フ、早川氏ハ二百名ヘ書面ヲ郵送セシニ集會者僅々数名ニ過キサリシト云フ

五日 晴、本日ハ停會明キニテ開院ノ当日ナリ、午前九時本部へ到リ一同警戒セリ、十一時代議士惣会ヲ開ク、松田正久氏演説アリ、十一時半散會ス、有志者ト本日ノ雲行キヲ觀測ス、昼飯後衆議院傍聴ノ形勢ヲ見物ス、新聞記者ノ溜り所ニテ暫時休息ス、二時不信任案ヲ提出シタリ、尾崎行雄演説ス、

停会五日間ナリ詔勅ヲ發セラル、四時寄宿ス、「本日本部ニ掛ケ置キタル外套ヲ失ヒタリ」、六時安倍マチへはがきヲ發ス、同夜義雄來訪、雑談ス、九時退出セリ、本日停会后精養軒ニ懇親会ヲ開催セシモ風邪頭痛ノ為メ不参シタリシナリ

一、金六拾五錢 昼飯其他ノ買物代

六日 曇、午前六時出發田辺熊一氏ヲ起シテ面談シ、小柳卯三郎氏ノ上京スル様取斗ひ呉レト依頼シテ退ク、午前九時余モ小柳氏へ書状ヲ發シ上京ヲ促シタリ、十一時本部へ到リ代議士惣会ニ列ス、院内総理尾崎行雄ノ挨拶（昨日ノ体度一絲不乱ヲ感謝ス）アリ、尚今後一層警戒スル様注意ヲナセリ、民党ノ英氣衝天ノ勢ヲ顯ハシタリ、午后二時半寄宿ス（少雨）

七日 晴、午前十時音平方へ書状ヲ發ス、外套郵送ノ件ナリ、十一時本部へ到ル、先是午前十時桂公爵ハ新政黨組織ノ宣言書ヲ發表セリ（特種ノ事柄ナク人真似シタル而已、所謂氣ノ抜ケタル麦酒ノ如クナリト云フ）午后一時院外団會議ノ結果來ル、九日国技館ニテ大演説ヲ開催スルコトト為セリ、三時帰宿ス、時ニ渡辺盛次氏より大竹貫一氏カ政友会入党ノ勧告セヨト申越シタリ、直チニ返書ス、ダメナリト報セリ、又音平へはがきヲ以テ小包ミにて送ルニ及ハスト申遣ハス、外套壹枚購求セリ

一、金拾四円五十錢 黒羅紗一本綾裏甲斐絹付キ

八日 晴、午前十一時赤坂新坂町及木邸へ参拜ス、正午本部へ到リ昼飯ヲ喫セリ、午后一時茶話会ヲ開ク、総裁初メ一同出席盛会ナリ、各自意見ヲ吐露セリ、午后四時帰宿ス、同夕西園寺総裁桂首相ト会見シタリト云フ（加藤高明本部へ参レリト云フ）

一、金五拾錢 昼飯其他ノ買物代

九日 晴、午前九時横田千之助氏ヲ訪ヒ鑑定ノ如何ヲ問フ、彼レ曰ク五分五分ナリ、又曰ク其上今一回研究スヘシト、依ツテ曩キニ齋藤二郎氏ヲ頼置キタルニ依リ、篤ト両氏ニテ鑑定ヲ誤ラサル様精々審査願度ト依頼シ、十一時退出シ、直チニ国技館大演説会ニ参席ス、午后二時半犬養毅カ演説ヲ為シタ

ル後退出、四時帰宿ス、不在中小林福寿夫婦ニテ来宿スト云フ、鶏卵十五個ヲ贈レリ、四時三十五分福寿及津祢兩人ニテ来宿ス、津祢女ハ一別以來十二ヶ年ナリトテ懇切ニ話シ、又福寿ハ新潟にて御訪問被下一世一代ノ面目ナリト感謝セリ、夕飯ヲ共ニシ午後七時半帰村セリ、又夕本日西園寺総裁ハ松田、原兩人ト相談ノ上桂公爵へ回答セラルト、而シテ午後二時西園寺総裁ハ宮中へ参内シテ三時三十分退出セリト云フ、勅諭ヲ賜ハル、此時□陛下ハ御書附ヲ西園寺卿へ御下賜無之直チニ御「ホッケット」ニ御納メ相成シトノコトナリ

十日 晴、午前八時半本部へ到り院外団体ノ臨時会ヲ開キ、豫定ノ通り勇往邁進スルノ決議ヲナシタリ、院内ハ評議員会ヲ開討議シ決議丈ケ延期スト云フ、十一時代議士惣会ヲ開ク、総裁ヨリ昨日参内天子ニ拜謁シテ西園寺公望へ勅諭ノ下リタルヲ反復丁寧ニ演説セラル、日ク諸君ハ国民ノ代議士ナレバ深思熟慮シテ奉公ノ赤意ヲ尽サレンコトヲ冀望スト述ヘラル、又評議員長佐竹作太郎氏ハ評議員会ノ始末ヲ述ブ、少數誤解アリ、松田正久氏之ヲ補フ、而シテ鶴沢聡明発言、予定ノ通り進行スヘシト云フ、満場一致ヲ以テ突進スヘシト決議ス、午後〇時三十分議院へ到ル、記者溜所ニ休憩、其混雑不可謂、殺氣冲天ノ概アリ、二時三回〔目〕ノ停止トナル、憤慨抜ク可ラス、警視庁ハ竟ニ出兵ノ要求スト云フ、同夜国民新聞等ノ官権新聞ハ襲撃セラレ交番所ハ数多焼打ノ損失ヲ受ク、実ニ大正新政ノ一大恨事トナス

十一日 曇北風寒氣烈シ、午前十時本部へ到り昨夜来騒擾ノ実況ヲ話セリ、午前十一時三十分桂内閣惣辭職ニテ又々元老会アリト云フ、山縣〔有朋〕大山〔巖〕山本〔権兵衛〕等□御前ニ伺ヒシタリト云フ、午前〔后カ〕一時精養軒ニ到り憲法發布二十五年紀念会ニ出席ス、来会者七百余名関彦彦開会ノ辞、杉田定一憲法發布ノ勅語ヲ朗読シ、日本帝国万歳天皇陛下万歳ヲ三唱シ、次テ数名ノ演説アリ、午後四時立食ノ饗応アリ、五時帰ル

一、金式円五十錢 憲法發布二十五年紀念懇親会費

十二日 晴、午前十時本部へ到ル、本日山本権兵衛伯現役ヲ辞シ政友会ニ入

会セサレハ仮令内閣ヲ組織スルトモ断然反対スヘシト決議シ、其旨西園寺総裁ニ通知ヲナシタリ

一、金六拾銭 昼飯料及其他ノ代

同夜義雄来訪、雑話シ九時退出シタリ、騒動現場ヲ視タリト云フ

十三日 曇、政界モ同シ、午前九時本部へ到ル、小田原評定〔…結論の出ない談合〕而已、午后一時代議士ハ衆議院へ到レリ、余等ハ昼飯ヲ喫シテ雑談セリ、三時代議士一同本部へ集ル、又々小田原ヲ始ム三時半松田正久氏出席、現今マテノ経過ヲ話ス、具体的ノ交渉ニ至ラス、要スルニ自由行動ナリ、各団体ノ意旨ヲ背ク等ノ余地ヲ有セス、決シテ高等幹部云々ノ御配慮ナキ様御依頼致シ度、又々重要ノ場合ニハ御協議ニ可及ニ付静硬主義ヲ持サレ度云云、五時半帰宿ス

一、金壹円五拾銭 電車切符廿回分及弁当代

本日衆議院ハ内閣組織相成ル迄ハ休会ス

十四日 快晴午前九時小柳氏より来状アリ、廿日頃上京スト云フ、十時青山南町見晴館（乃木邸）へ到リ、森正隆氏ヲ訪ヒ暫時面談シタリ、十一時退出乃木邸ヲ拝シ本部へ到ル、雑談而已、昼飯ヲ喫シ板垣伯ヲ訪ヒ面会ス、彼ノ政友会創立ノ際ノ虎ノ話シアリ、今日ハ漸クシテ虎為リ猫トナル可ンヤト大気焰ナリ、孫逸仙本日照京云々ノ咄シモアリシ午后三時退出帰宿ス、政界寂乎タリ、同夜渡辺寅藏氏へ書状¹⁴⁾ヲ発セリ

一、金八拾銭 テセル壹打及昼飯料

十五日 曇、午前十時本部へ到リ、政界惨沮タルノ状アリ、午后四時帰宿ス、時ニ横田千之助氏より電話アリ、明日午后一時事務所ニテ会見シタシト、諾セリ

一、金五拾銭 昼飯料其他

十六日 曇、午前六時田辺熊一氏ヲ訪ヒ金員ノ才覚ヲ依頼ス、八時帰宿、同十一時京橋区長澤町三番地原源作ヲ訪ヒ香典ヲ贈ル（小屋ニテ八■〔釜カ〕敷）壹円也、同人妻ハ廿一才ナリト云フ、天金方にて昼飯ス、櫻井市作父子

在り、雑話シタリ（同氏ハ夕方ノ列車ニテ帰港スト）、午後一時横田前田両氏法律事務所ニ到リ面談ス、即チ被告小沢七三郎代人見方勤三郎ハ以后西潟為藏ニ対シテハ先代七三郎ノ契約ヲ繼承シテ異動ナシトノ証拠拝見アリヤトノコトニ付キ、余ハ斯ル証拠ノ判然タルモノナシト雖モ地元各大字人民ハ悉ク先代同様ナリト云フコトヲ承知シ居レリト云フ、横田曰ク、其証人トシテ各大字より一名已ノ代表者ヲ審問スルコトニナスヘシト云フ、余曰ク、書面モナキニシモ非サルベキニ付取糺スヘシトシテ退ク、且ツ斎藤二郎氏ハ客歳以来注意シ呉レタルニ依リ、同人ト共ニ弁護ノ勞ヲ願度ト依頼シタリ、尤モ双方一切ノ金額ニテ式百五拾円ト定ム、内金四拾五円ハ印紙代、午后三時芝泉岳寺院内ノ義士ノ墓所へ參靖シ¹⁵⁾、又彼ノ原源作カ葬式¹⁶⁾ニ列シ焼香シテ退出ス、大江卓、林包明、板垣伯代人横山某〔「在義」と追記あり〕モ会葬セリ、四時板垣伯ヲ訪問面会ス、対松田正久氏ノ件ナリ、加藤平四郎氏ト同行スルコト、ナシタリ、本部ヘ到リ有志者ニ会见ス、加藤平四郎氏ノ宿所不明ナリ、六時帰宿ス、同夜板垣伯ヨリ電話アリ、松田邸訪問ノ件ナリ、由ツテ不得止ハ明日拙者而已ニテ訪問スルコトト定ム

一、金壹円七拾銭 原源作香典及天金ノ昼飯代等

右原源作ノ戒名ハ義岳源勇信士ナリ、齡廿九才、「婦イマ廿一才喪主ナリ」
同十七日 快晴、午前七時新潟留守宅より来状アリ、八時出發、筭町十五番地松田正久氏ヲ訪ヒ面会ス、即チ板垣伯ノ伝言ヲ述べ、又タ同氏ノ態度意外ヲ承知シタリ、九時板垣伯ヲ訪ヒ松田氏ノ意見ヲ話シ¹⁷⁾、及本日本部ニ於ケル協議員会ノ方針ヲ、又代議士会ニ於テ從來交渉ノ過程ヲ報告スルニ止メテ具体的ノ方針ヲ示スカ如キコトナク唯タ該会ノ所見ニ一任スル而已ナル旨ヲモ併セテ陳述シタリ、十時本部ヘ到リ院外団惣会ニ列ス、協議ノ上「院外団ハ政友国民兩派ヲ^マ礎基トセザル内閣ニハ一ノ會員タリトモ入閣為サルコトヲ決議ス」、十一時三十分代議士惣会ヲ開ク、則〔チ〕協議員会ニテ決議セシモノヲ少敷修正シテ満場一致ヲ以テ可決シタリ、昼飯ヲ喫シ、右ノ件板垣伯ニ告ケタリ、再ヒ本部ヘ到リ種々雑談シ、午后四時帰宿ス、時ニ板垣伯

ヨリ電話アリ、三回同邸ニ到ル、伯より中渋谷四〇、長森藤吉郎ヲ（電芝三三六）松田正久氏へ紹介方依頼ノ件ナリ、即チ同人へ面談シタリ（佐賀県出身ナリト）、余曰ク、該紹介ハ一日延期スルコトトナシテ帰宿ス、竹内綱氏ニモ面会シタリ、同夜小柳卯三郎氏へ上京セヨト依頼状ヲ発セリ、及新潟留守宅ヘモ本月下旬ニハ帰港スル旨通知はがきヲ発セリ

一、金三拾五銭 本部昼飯料

同夜十時擁護会ノ青年原敬ニ面会セント欲シ同氏邸ヘ到ル折柄不在ナルヲ以テ本部ヘ引、此半数程（五十）は徹宵シテ待居タルヘシト云フ、民論ノ大勢拒止スヘカラサルナリ

同十八日 快晴、午前九時品川北馬場百二十番地田中良平より返信アリ（廿日午後三時帰宅、廿一日午後五時適居）、十一時本部ヘ到リ、昨夜来客七十三名止宿ノ実情ヲ承知ス、呵々大笑シタリ¹⁸⁾、今朝ノ各新聞ヲ見テ有志者続々来訪、終日其問題ニテ花ヲ咲カシタリ、午後四時帰宿ス、松田原両氏西園寺総裁邸ニ到リ協議中ナリト云フ、交渉ハ進歩セシモノ、如シ同夜板垣伯ヨリ三回電話アリ、八時田辺氏へ金員依頼ノ件ニ付はがきヲ発ス、

同十九日 晴、午前八時板垣伯ヨリ電話アリ、十時本部ヘ到ル、九時幹部会アリ、十一時協議員会アリ、仮決議ヲナシ、而シテ国民党へ交渉シ回答ヲ待ツコトニ定メ、一同喫飯ス、午後一時板垣伯ヲ訪ヒ仮決議ノ件ヲ話ス、（第二）ヲ首相、海陸軍大臣及外務大臣ヲ除キ他ノ六大臣ハ政黨員ガ奏薦スルコトト為ス」、又タ外務大臣ハ牧野伸顕ナルヘシ、時ニ山本久顯ナル者来訪ス、曰ク唯今土方伯新橋へ着ク、直チニ宮内省ニ出頭セリ、要ハ時局ニ鑑ミ内大臣ヘ内奏ヲ願フノ意旨ナリ、其レハ此際桂ヲ止メテ山本トスルモ静穩ニ至ルハ六カ敷カルベシ、断然政党内閣ニ組織ノ件□陛下ヘ内奏スル意ナリシト云フ、板垣伯之ヲ聴キ遅カリシナリト、竹内綱、長森藤吉郎、座ニ在リ、最早政友会ノ議如スナレバ奈何トモ回復スヘカラスト云フ、余モ守^{ママ}〔盛カ〕返シスル能ハサルヲ述ヘ退出セリ、余ハ山本久顯、長森藤吉郎兩人ハ信義ヲ尊フノ人ニアラサル者ト思考シタリ、午後四時退出帰宿ス、時ニ櫻井市作氏よ

り無事帰港ノ報アリ、依ッテ現今ノ政況ヲ報知ス、又渡辺寅藏氏へ依頼状ヲ
 発ス、送金ノ件ナリ

一、金壹円廿銭 昨日及本日昼飯料其他小遣ヒ

同廿日 晴、風アリ、今朝午前一時四十分神田三崎町二丁目六番地救世軍より
 失火アリ、折柄ノ大風ニテ忽チ大火トナル、其猛威防御示シ得ヘカラス、
 七時半ニ至リ鎮火ス、近来ノ大火災ナリ、市役所ノ調査ハ式千百七十八戸、
 警視庁ハ式千五百九十戸ト云、加之大建築物所在地ニテ大ナル学校十二校、
 其他錦輝館等ノ如ク大家屋数多アリシ、午後二時本部ヘ到リ政界顛〔展〕望
 ス、四時半帰宿ス、同六時半内閣組織、任命アリ

総理山本伯、外務牧野、内務原、司法松田、通信元田、文部奥田、農商務
 山本達、大蔵高橋、海軍齋藤、陸軍木越、○鉄道床次、警視安楽

同夜板垣伯ノ使ヒトシテ関口武二郎、宮地□□氏ノ件ニ付キ同伴シテ来訪ス
 (義雄モ来ル)、

同廿一日 曇、午前八時田辺氏ヲ訪ヒ百円也借用ス、九時齋藤横田両弁護士
 へ交渉シテ午後四時齋藤氏方ニテ会見スルコトヲ定ム、十一時火事場ヲ見物
 シ午後一時本部ヘ出頭ス、同時渡辺寅藏氏より書状アリ、折返シ書状ヲ発ス
 「戦闘費ノ件」、午後四時齋藤二郎氏方ヘ到ル、時ニ横田千之助より五時ニ参
 席ストノ通知アリ、相待ツ、横田氏参席ス、主人齋藤氏不来、依ッテ横田事
 務所ヘ到リテ齋藤氏ヲ待ツコトトナシテ退ク、自動車ニテ事務所ヘ到リ面談
 ス、時ニ齋藤氏より電話アリ、横田氏ト交渉アリシ、而シテ訴訟金一切ニテ
 式百五十円ト定メ内金七十円相渡シ委任シタリ、齋藤二郎氏ト双方ノ分ナ
 リ、又本日丸山嵯峨一郎氏ニ面会シ、田中辩护人トシテ証人(小沢ニ対スル)
 ノ件ヲ話ス、同人曰ク、対談ノ当時小澤氏より西潟分若干金額トノ仕訳書提
 出アリト云フ、横田氏ヘ其旨ヲ告ク、同人曰ク好証人ナリト云フ、六時半帰
 宿ス、時ニ音平よりはがき到来ス、来ル廿三日通常村会ノ通知アリト、直チ
 ニ不参届書ヲ郵送セリ、

一、金六拾銭 昼飯及小遣ヒ

廿二日 朝曇昼晴、午前九時齋藤二郎氏ヲ訪ヒ面談ス、書類一切ヲ受取横田事務所前ヘ到リ、前田弁護士ニ面会シテ齋藤二郎氏ト面談ノ件ヲ話、委任状二通相渡ス、及齋藤氏よりノ書類モ一切同氏ヘ相渡シタリ、又控訴提出ハ廿五日ニナスト云フ、十一時本部ヘ到ル、彼ノ硬派脱党ノ件ニ付一同憂慮セリ、十二時新潟会ヲ協議員室ニ開ク、森前知事再任問題ナリ、種々協議ノ上第一ニ秘密運動トナシ、第二ニ正式トナスノ打合セヲナシタリ、午後一時松田、原、元田、牧野、出席ス、次テ山本達雄、奥田義人、高橋是清三大臣ハ新入党者テアル、二時山本権兵衛総理大臣カ到来セシ、次テ代議士惣会ヲ開ク時山本権兵衛施政方針ヲ演説ス、赤誠面ニ表ハシ非難スルトコロナシ、其他種々ノ挨拶等アリ略ス、天皇陛下ノ万歳ヲ三唱シ閉会ス、次キ築地采女町精養軒ニ到リ総理大臣ノ招待会ニ列ス、盛会ナリシ、四時散会、帰宿ス、時ニ渡辺盛次氏より来状アリ（知事問題）、同夜返事ヲ発ス、今朝渡辺寅藏氏ヘ南蒲〔原郡〕政友重立会ノ件ニ付書状ヲ発ス

一、金壹円廿銭 齋藤二郎氏ヘ菓子其他本部昼飯其他

廿三日 曇、午前十一時両国国技館ヘ到リ東京大阪合併大相撲ヲ見物ス、三日目ナリ、珍敷相撲ナリ、本場所以上ノ高人氣ニテ昨日目ニハ東京敗北シタレトモ是レハ東京相撲カ大阪ヲ侮リ過キタル結果ナルベシ、本日ハ東京方勇奮シテ起チタル結果ハ大阪相撲ハ到底東京ノ敵ニアラス、東京七分大阪三分ノ実況ト観測ス、六時帰宿ス

一、金貳円也 相撲見物日（一等棧敷一人壹円五十銭及食品代等）

廿四日 曇、今朝板垣伯外孫宮地茂春嗣子来訪、秘書ノ件ヲ託シタリ、午前十一時横田前田両氏事務所ヘ到ル、前田氏ハ唯今裁判所ヘ出頭スト云フトキニ訴状ヲ提出シタリ、午後〇時三十分両氏トモ来訪、面談セリ、彼ノ山倉平八及吉田坂井書状ヲ証拠物件トシテ相渡シタリ、時ニ指田義雄氏来リ、面会ス（下谷区仲御徒士町三ノ四四、ナリト云）、一時三十分退出、二時四十分帰宿ス

一、金式円五拾銭 唐編緋二丈□□及デセル壺打代

廿五日 晴、午前九時渡辺寅藏氏へ送金ノ依頼状ヲ發ス、新潟地方才〔裁〕判所民事部判決ノ写シ封入シタリ、十一時本部へ到リ雑話シタリ、午後三時半帰宿ス、時ニ渡辺寅藏氏より来状アリ、費用ノ件ハ石月佐傳次氏へ託シタリト云フモ到底見込ミナキ故、折返シ訴訟費ハ関ニ立替爲致送金方依頼シタリ

一、金五拾銭 昼飯料及其他ノ分

廿六日 曇、今朝諸橋新氏ヨリ来状アリ、堤外地貸付願ノ件ナリ、午前十一時本部へ到リ午後一時築地采女町精養軒へ到リ四大臣（高橋山本奥田元田）ノ招待会ニ列シ三時半帰宿ス、風邪ニ罹リ卧床ス、按摩ヲ頼ミ針及按摩等ヲナシタリ、同夜義雄来宿ス

廿七日 晴、昨日来ノ風邪ニテ癒ヘス按摩ヲ頼ム、十時諸橋新氏へ返書ヲ發送シタリ、十一時山本悌二郎氏ヨリ晚餐ノ招待アリ（本日午後五時）、諾ス、午後一時音平より来状アリ、帰国ノ問合セナリ、面会シタシト云フ、同五時芝区三田臺町一丁目二番地山本悌二郎氏（電話芝、五四三）方へ列ス、新築西洋館ニテ美麗ナルモノナリ、来客ハ代議士六名ト櫻井、神林、佐藤、余ト十名ナリ、県ノ問題ニ付協議シ、晚餐後（八時半）佐藤友左衛門、櫻井市作兩人ニテ原敬氏ヲ訪問セリ、同九時退出シ帰宿ス、支那料理ノ饗応ナリシ、十時床ニ就キタルニ二十時ニ到リ目覚メタルニ垂糞アリ、直チニ起床シテ其ノ始末ヲナセリ、風邪尚ホ未タ全癒セサリシニ依リ妙ふり出し¹⁹⁾ヲ服シテ後下痢ノ気味アリシモ、斯ル不調法ハ不思議ト云フヘシ、困却々々

廿八日 晴、午前九時森正隆氏宮城県知事ニ任ストノ新聞ニ付、赤阪新坂町乃木邸ノ向ヒ見晴館へ到リ同氏へ面会シ、宮城県知事任命ノ件ニ付其意苦地ナキヲ攻撃ス、同氏曰不識ト、余一步ヲ進メテ論談ス、同氏曰ク三ヶ年遊ブト云フ、即未知ナルヲ明確ニス、依ッテ同氏方ヲ退キ松田正久邸ヲ訪フ²⁰⁾、衆議院ノ予算会ニ出席スト、直チニ本部へ到リ、秋田県ノ明石甚吉又林包明等ト政友会改善ノ件ニ付意見ノ交換ヲナシタリ、十二時退出、門外ニ到レバ

加藤勝弥氏ニ面会シ知事問題ヲ話シ、高橋光威ガ昨夜余等ニ対スル行為ノ不当ナルヲ憤怒シ、及昨夜原敬氏ヲ訪問シタル櫻井市作ニ面会セントシテ本局八番島本旅館ヘ電話ニテ照会シタルニ不在ナリト云フ、由ッテ加藤氏ニ別カレ帰宿ス、時ニ渡辺寅蔵氏ヨリ電ヲ替一〇〇アリ、之レヲ宿ノ主人ニ託シテ東京銀行(田所町ノ)ヨリ受領シ、内六拾円也金生館ヘ相渡ス、同夜諸橋新、音平、新潟三名ヘハガキヲ發ス、次テ渡辺寅蔵氏ヘモ受領シタル件及謝辞ヲモ併セテ發信シタリ

一、金六拾円也 金生館宿料ニ払フ

一、同參拾錢 本部ニテ昼飯代

三月一日 晴、午前十時麻布狸介町佐藤友左衛門氏ヲ訪ヒ(加藤勝弥ト共ニ)原敬訪問ノ件ヲ問フ、同氏曰ク当夜俄然服〔腹〕痛ヲ發シ、途中ヨリ帰宅シ櫻井氏ニ一任シタリト云フ(事情未知也)、退ク、午后二時横田千之助ヲ訪フ、四時ニ会见スヘシト退キ白木屋方ヘ到リ買物ヲナシタリ、雜品類金拾貳円分四時再ヒ横田氏ヲ訪フ、五時ニ來所シ面会シテ今後ノ依頼ヲナシテ退キ六時帰宿ス、時ニ渡辺寅蔵氏ヨリ來狀アリ、送金百円也、自分立替タリト云フ

一金拾貳円也 白木や方太物類其他ノ代

二日 晴、午前六時出發、小柳支店ヘ到リ、義雄ニ帰国スル旨ヲ告ゲ店主ヘ昨年ノ挨拶ヲナシタリ、七時三十分田辺熊一氏ヲ訪ヒ義雄ガ件ヲ依頼シ、又タ小柳卯三郎氏ガ上京セサル件ヲ話シ、次キニ党務改善ノ件ヲ話シ、朝飯ヲ喫シテ帰国ノ件ヲ話シテ退出帰宿ス、九時出發、見晴館ヘ到リ森正隆氏ヲ訪フ、去ル廿八日帰県セラルト、十時半松田正久氏ヲ訪ヒ原敬氏ノ件ヲ聞ク、而シテ党制改善ノ件ヲ話シ、又タ新潟才〔裁〕判所改善ノ件ヲ話シテ退出ス、十二時本部ヘ到リ昼飯ヲ喫シ帰国スル旨ヲ告ク、午后二時齋藤二郎氏ヲ訪フ、不在ナリ、令婦人ヘ伝言セリ、二時半帰宿ス、今朝櫻井市作氏來訪スト、依ッテ電話ヲ以テ同氏ヲ訪フ、彼レ曰ク午後七時三十分ノ上ノ發列車ニテ帰国スト云フ、於是余モ帰国スルコトニ約セリ、行李ヲ整ヒ宿払ヒヲナシ、夕

飯ヲ喫セリ、六時荷物ヲ積出ス、時ニ櫻井氏より電話アリ、出発ヲ延期スト、余ハ直チニ出発スル旨ヲ告ケタリ、而シテ出立上野ヘ到ル、義雄見送りニ来レリ、坂西寺崎兩人ニ見送りニ来レリ、七時三十分乗車ス、新潟ノ乙川文獅和尚²¹⁾モ来リ、同乗ス、丸山嵯峨一郎氏一等ニ乗車ス、同三十五分発車シタリ

一、金四円也 宿拂及薬代トモ

一、金五円五十銭 汽車賃及買物代

三日 快晴、午後一時新潟東大畑通り一ノ六五一、寓居へ着クス、無事ナリ、同夜渡辺盛次、諸橋新、吉田権四郎三氏へ帰国ノ通知ヲナセリ

一、金七拾五銭 おそは及人力車賃等

四日 雨雪、午後四時森正隆氏ヲ訪ヒ雑話セリ、過刻伊沢知事休職ノ号外アリ、安田正秀氏モ訪問セリ、談話ス、且ツ森氏ハ一等昇進セリ

五日 風■、午前十一時諸橋新来訪、堤外借地ノ件ナリ、午後三時小林八歳年始ニ来訪雑話ス、酒ヲ振舞六時退出シタリ、同夜石月佐傳次氏へ来ル十日長澤村三会同ノ席へ鳥居某²²⁾出席ノ件ニ付故障ヲナシタリ、又去ル二日〔三条市〕九之曾根渡辺寅藏氏来訪シテ年始物ヲ贈与アリト（反物一反、豆二升）、又去ル三日光林寺住職伊南純誠師病死ノ廣告アリ、法明法朗院釋純誠□示寂

一、金拾円也 勝手方へ相渡ス二月分家賃等

六日 小雨、今朝音平より来状アリ、用事而已、午前十時森正隆氏ヲ訪フ、不在ナリ、同十一時櫻井氏ヲ訪フ、森前知事送別会ノ件ナリ、安田正秀氏より信書ヲナセリ、同氏曰ク安藤知事（謙介）来ル、八日来着ニ付森氏ハ之レニ会見后出発セラルヘシト云フ

七日 雪風大寒中ノ如シ、午前九時半森正隆氏ヲ訪ヒ、雑話セリ、座ニ五十嵐佐清アリ、共ニ雑談ス、又他日依頼シタル額字ヲ受領シテ返書ス、午後二時神林莞尔氏来訪ス、依テ森旧知事安藤新知事ニ対シテ支部送迎懇親会開催ノ件ニ付注意ヲナシタリ

一、金壹円也 ピスケット五斤代

午后三時小林早見両氏来訪ス、彼ノ揮毫ヲ付与セリ（楽天真壹葉、拔山倒海式葉）、雑談セリ、五時新発田町鶴巻榮吉氏へ書状ヲ発ス、揮毫（有隣壹葉）封入送与シタリ（紀念）、同夜行列車ニテ森正隆氏東上シ赴任地宮城県へ行クト、余ハ之ヲ知ラサリシナリ

八日 雪晴間アリシ、今朝ノ新聞ニハ休職伊沢多喜男氏俄然発病帰県延期スト

九日 雪終日降ル、午后七時鶴巻榮吉より来状アリ、彼ノ礼状ナリシ

十日 快晴、午后二時石月佐傳次氏より返書アリ、教育会長講話云々ノ返書ナリシ、本日新任知事安藤謙介氏来港、篠田旅館ニ投宿スル筈ナリシモ都合ニ依リ延期スト云フ、又夕伊沢休職知事病氣ニ付家族ハ一昨八日官邸引払上京シタリ

十一日 雪風アリ、午前十一時安藤謙介知事ノ来任ニ付停車場へ到ル、然ルニ汽車ハ凡二時間遅着ナルヘシト言フ（風雪ノ為カ）、直チニ引返し支部へ到リテ上田幹事及神林ニ面会シタリ、而シテ小林二郎氏方へ到リ、名刺（二百枚ハ百枚四十銭ノ分、同上ハ同上廿銭ノ分）四百枚誂らひ代金壹円廿銭相渡シ（前金）、出来次第届ケ呉レル様依頼シテ帰宅ス、午後一時停車場へ到リ安藤知事ヲ迎ヒ官邸マテ同行シ、面会所ニテ県官及有志者へ面会シ挨拶アリ、雑話シタリ、午后四時前田惠隆来訪ス、春来上京中ノ実況ヲ話シタリ、五時退出セリ、五時三十分鍋茶ヤへ到リ面識会ニ列ス、来会者百五名ナリト、八時帰宅ス、盛会ナリシ、

- | | |
|----------|---------------|
| 一、金貳円五拾銭 | 鍋茶ヤ面識会費 |
| 一、同壹円廿銭 | 小林二郎氏店へ名刺四百枚代 |
| 一、同七拾五銭 | 人力車賃現金佛 |

十二日 晴、午前十時仙臺市宮城県庁ニテ森正隆氏へ書状ヲ発ス、又田辺熊一氏へはがきヲ以テ、小柳卯三郎氏去九日上京セシニ付同氏滞京中ニ拙者上京致度存候間御滞留日限同氏より拙者通知スル様依頼ノ件申越シタリ、又夕

高橋吉五郎ヲ訪フ、上京中ナリト、昨日寄港スト云フ

十三日 晴午后三時光輪寺伊南純誠師去ル三日死去（五日チリヤキ）、十四日葬式トノ報ニ接シ吊ヒニ登院シ香典壱円也呈供ス、四時高橋吉五郎氏ヲ訪ヒ彼ノ小沢事件控訴提起ノ報告ヲナシ、又タ中越銀行支店ヘ約束手形五百円ノ件、預金者債券填補ノ方法如何ヲ問フ、同人曰ク容易ナリト云フ、五時支部ヘ到リ、上田良平氏ヘ該件ヲ話ス、同人之レヲ賛成シ其取斗方ヲ請談セリ、同夜根布ノブ方ヘ伝言シタリ、次テ義澤丈助氏ヲ訪ヒ依頼ノ件ヲ招致ス

一、金壱円也 光林寺釋純誠（法朗院）香典

十四日 晴（時々降）、午前九時知事官邸ヲ訪ヒ安藤謙介氏ヘ面会シ、彼ノ義澤丈助ノ件ヲ依頼シタリ、其他雑話セリ、十時光林寺ヘ參請シ十一時葬式挙行參列ス、十一時三十分焼香ヲナシ帰宅ス、午後〇時三十分横場新田ノ諸橋新氏來訪、堤外地拝借願ノ件ナリ（出張ノ県吏員某、毒言ヲ吐クト）、書類ヲ預ル、午後三時根布ノブ女來訪ス、預金者ハ浅野竹藏氏及田中シスナレトモ大概ハ前者ナリト云フ、四時三十分澤野老人來訪セラル、預金左ノ通り（元金一、二三一、五〇」、同六七四、二八〇」、二〇三、二五〇」ノ三口ナリ共、明十五日第一期分配ハ計金三百六十九円〇七錢也、但シ元金百円ニ付十七円五十錢ノ割合ト云）

右名義ハ田中シスニ宛テノ仕譯書ナリ、即チ明日高橋弁護士ヘ相談スルコトトナシタリ、又今朝雪降寸余下女スイ第一上リ列車ニテ帰宅セリ

一、金拾円也 勝手方現金払ニ渡ス（茶代等）

十五日 晴、午后四時浅野竹藏氏來訪ス、預金ノ件ナリ、即チ該件ニ付、高橋吉五郎氏ヲ訪フ、不在ナリ、明日面会ヲ約シテ帰寓ス、同夜諸橋新ヨリ來信アリ（來十七日郡衙ヘ召喚ノ件）

十六日 午前九時、目黒昌司氏ヨリ來状アリ、依ツテ廿一日マテ寄託出來スト音平ヘハガキヲ發ス、正午田辺熊一氏ヘ小柳滯京ノ件問合セノはがきヲ發ス、又諸橋新ヘ宛郡役所受付留置キトシテ書状ヲ發ス、今般高橋吉五郎氏ヲ訪ヒ面会シ、帰途浅野竹藏氏方ヘ立寄り、面会シタリ、十一時石川内務部長

ヲ訪ヒ面談ス、横場新田堤外地ノ件ナリ、再詮議スヘシト云フ、次テ奥山鼎蔵氏ヲ訪フ、昨日上京スト云フ、安藤知事ヲ訪フ、新津へ出発セラルト十三〔高田〕師団長モ面会ノ為メナリト云フ、午后二時三十分田辺熊一氏ヨリ返信アリ、滞京期日ハ不明宿所ハ小石川区音羽町三ノ一六、小柳司気太²³⁾方ナリト、直チニ小柳卯三郎氏へ滞京期日ノ問合はがきヲ発ス（折返テ御返事乞ト申越ス）、三時金子直蔵氏来訪ス、上京費ノ件ヲ依頼ス、昨夕大井真操氏来訪、桑原春随²⁴⁾氏来ル、十九日出港ストノ伝言アリ、用件ハ（田宮郡長栄転ノ件）郡治廓清ナリ、午後五時安藤知事ヲ訪フ、横場新田堤外地ノ件ヲ詳述ス、同氏曰ク、約束以外ノ事ハ酷ナリ、貴説ノ如クスベシト、余曰ク其事石川内務部長ニ話シテ可然乎ト伺フ、宣布〔敷〕知事ト話シスト告クベシト、直チニ退出、高橋吉五郎方へ到ル、不在ナリ、妻君へ彼帳面ヲ眺みて帰宅セリ

十七日 晴、午前九時新潟裁判所刑事法廷へ傍聴ス、木村清三郎等ノ公判ナリ²⁵⁾、十一時県庁へ出頭、石川部長へ面会シ又地方課属ト共ニ種々協議ヲナシテ何分ノ取調ヲナスヘシト云フ、退出ス、十二時ナリ、先是支部へ立寄上田良平氏へ中越銀行利子ノ件ヲ探り呉レト依頼シタリ

十八日 晴、午前十二時高橋吉五郎氏ヲ訪ヒ、中越差引書類ノ件ヲ依頼シ、支部へ到り丸山嵯峨一郎氏へ彼ノ件ヲ問合セリ、即チ児島四郎平氏へ照会シタルモノ、如シ、余ニモ同氏へ面会ノ件勧誘アリ退ク、而シテ山内紙店へ到り、日誌五冊綴り方ヲ依頼シテ帰宅ス、時ニ吉田権四郎来訪三盆袋一ツ頂戴ス、排水器設置組合除外ノ件ナリ、余曰ク、藤沢地方課長ハ貴大字意見通りニテ宜敷ト言ヘリト伝フ、時ニ小柳卯三郎氏ヨリはがき到来セリ、要スルニ時宜ニアラスト云、同夜諸橋新ヨリ来状アリ、昨日郡衙へ出頭ノ始末ナリ、本日午前十時阿部老人（八十才）来訪ス、同夜活動写真ヲ見物セシム、又小柳卯三郎氏へ時機ノ照会書ヲ発セリ、

十九日 晴、午前十一時桑原春随氏来訪、郡長栄転問題ナリ、午后二時前田恵隆氏来訪、例ノ通り雑談ス、短冊贈ラル、又阿部老人今朝九時帰村セラル

廿日 晴、午前九時高橋吉五郎氏ヲ訪ヒ、彼ノ書類ヲ受領シ²⁶⁾、浅野氏へ持参ス（金額譲渡証壹通、委任状壹通）、而シテ上田良平氏ヲ訪フ、不在ナリト明日帰港スト、十時山ノ内紙店へ到リ日誌五冊受取、代金六拾錢ヲ払ヒ、又内山紙二折代四拾錢計金壹円也、相渡タリ、下女スイ十四日ニ帰宅、今廿日七日〔廿七日カ〕ニテ着港ス、同夜高橋光威氏へ議会延長相成哉ノ照会ヲ発シタリ

一、金壹円拾錢 内山式折日誌五冊綴賃等

一、同六拾五錢 彼岸餅米式升五合代

廿一日 大雨、午前七時渡辺盛治氏より書状アリ、人道ヲ進シム云々ナリ、十時関蔵氏来訪、昼飯ヲ喫シテ雑話シ、午后五時退出セリ、女兒連レテ来レリ

廿二日 晴、午前八時、上田良平氏ヲ訪ヒ、五百円証書ノ件及委任状^{ママ}〔ノ〕件ヲ話ス、支部へ到リ女生徒へ本二冊貸与ス、本日ハ議事堂へ臨檢アルニ付打合セヲナシ、午後七時より同所へ赴クト云フ、午前十二時九之曾根渡辺常蔵氏へ年始ノ返礼状ヲ発ス、且ツ前々知事森正隆氏揮毫一葉神社復旧ノ紀念トシテ郵送ス、又音平へハ廿五日ニ帰村スト報ス

廿三日 晴、午前九時支部へ到ル、神林上田両氏唯今出掛ケタリト云フ、伝言シタリ、午後二時上田氏来訪セリ

廿四日 午前八時上田氏ヲ宿所ニ訪ヒ、証書及委任状ヲ預リ、直チニ浅野竹蔵氏ヲ訪ヒ、彼ノ借入金五百円ノ証書ヲ相渡シ、且ツ債券売渡シノ証及委任状ヲ預リ、高橋吉五郎氏ヲ訪ヒ債券売渡証及上田田中兩人ヨリ預リタル委任状ヲ相渡シ帰宅ス、十時横場新田堤外畑地ノ件ニ付県庁へ到リ地方課長藤沢氏ヲ訪フ、不在ナリト云フ、依テ代理者佐川氏ニ面会セントセシニ、会議中ナリトノ事ニ付退出シタリ、而シテ土木課長ヲ訪ヒ一木戸停車場道ノ件ニ付依頼シタリ、彼ノ越鉄〔越後鉄道〕ノ分ヲ加ヒテ当初ノ如ク提出スヘシト云フ、退出シタリ、午後二時児島四郎平氏来訪、雑談シタリ、小澤七三郎氏ヲ批評シタリ、三時浅野竹蔵氏来訪、田中（越中やノ未亡人）ヨリ宜敷ト挨拶

セラル、菓子一袋頂戴ス、同夜音平方へはがきヲ発ス、二日間日延ヒテ廿七日ニ帰村スト報知セリ

廿五日 曇、午後六時半諸橋新氏ヨリ来状アリ、彼ノ受書ノ額ニテ願書ヲ提出スト云、同夜義澤丈助氏（隣家）来訪、転勤等ノ件ニ付種々雑談シタリ

廿六日 小雨、午前八時半県庁へ到り地方課長代理佐川某氏ニ面会シ、横場新田貸下ヶ地願書ノ件ヲ訪フ、到着シ居レリト、右ニ付懇請シ亦々雑談シタリ、十時知事官邸ヲ訪ヒ安藤謙介知事へ面会シ、県会予算ニ対スル件ヲ問ヒ及説明ヲ承知ス、且ツ隣屋吉澤氏〔人事〕据置ノ件ヲ依頼シテ退ク、十一時帰宅ス、時ニ石田友蔵氏来訪シ居レリ、面談ノ后チ余ハ彼ノ荻野左門氏ノ件ニ付キ懇願ス、石田氏曰ク、君ヨリ懇請アル上ハ何分ノ事ヲ為サルヘカラス、乍併長谷川相資氏ニ宣言セシコトアレハ不得止其体面ヲ保タサル可ラス、依テ貴君ノ御話シノ如ク児島太郎一氏ノ三百円也ト、荻野氏ヨリ百五十円也トノ内、金五十円也新潟毎日新聞社へ寄付シ現金四百円ヲ受領シ残金百五十円也、荻野氏ノ分ハ一判ニテ借用証ヲ受取コト、ナスベシト、余曰ク、多謝々々、且ツ該金授受ハ来ル四月十日ト願度ト云フ、彼レ曰ク、諾セリト、而シテ后チ退出セリ、午後一時半荻野左門氏方へ到り右ノ件ヲ通知ス、同氏承諾大ニ謝シタリ、尚ホ来ル四月十日日期日ニ遅レサル様注意ナシテ退ク、三時前田惠隆氏来訪、例ノ雑談シタリ

一、金七円也 勝手方へ相渡ス

一、同壹円也 ピスケット五斤代

廿七日 晴、午前八時高橋吉五郎氏ヲ訪ヒ彼ノ五百円問題ノ解決ヲ話シ、尚ホ同氏ト共ニ裁判所へ到り執達吏カ履行シタル書類ヲ受領シ、直チニ支部へ到り上田良平氏ニ面会シ田中シストノ履行セントス、神林上京不在ニテ帳簿等不明ナリト云フ、依ツテ上田良平氏へ書類一切ヲ相渡シ、及金三円廿銭利子ヲモ同人へ相渡シ、神林氏帰港次第浅野竹蔵氏方へ到り執行スルコトニ定ム、又タ彼ノ証書ニ関矢儀八郎氏ノ捺印ヲ取ルコトモ併セテ託シ、且ツ其旨余ハ浅野氏へ届ケ置クコトヲモ話シタリ、又高橋吉五郎氏ノ弁護士金拾円

也、双方ニテ分担シ同人へ遣スヘシト話セリ

一、金五拾錢 種々買物代ナリ

廿八日 晴、午前五時四十分發汽車ニテ一木戸へ下車シ関氏方ヲ訪フ、藤七全快スト云フ、安堵セリ、而シテ行季ヲ詔らひ直チニ燕町へ到リ、金子直藏氏ヲ訪フ、不在ナリト云フ、婦人ニ面会シ燕町へ電話ヲ發ス、昨夕新潟出港セラルト、則チ小島ニ電話ヲ發ス、金子氏曰ク、今夕帰宅スト、依ツテ相談ノ上山城屋方²⁷⁾ニ待居ルコトヲ約束セリ、直チニ出立帰村ス、途中大溪貢氏ヲ訪ヒ中央ノ政況ヲ話シタリ、時ニ長谷川利八氏妹ハナ女風邪ナリト茶ヲ請求シ在リシ、十一時半帰宅ス、留守中ノ事柄ヲ承知セリ、去ル十四日弥久保常藏死去シ、十五日葬式ヲ営ムト云フ、又昨日ヨリ武雄カ三条中学校へ入学試験ノ為メ、山与方へ滞留セシムト云フ、目黒寅藏ノ負債ハ宜敷取斗ヒ呉レト依頼シタリ、午後三時半三条山城屋へ到リ、金子氏ヲ待チタリ、途中星野平太郎氏長男ヨリ金拾円也受取ス、内金壹円拾五錢過金（麦酒三打代）不日返金之分ナリ、午後七時金子氏より（自宅）電話アリ、只今帰宅ス、金員ハ明日夕刻マテニ送ルト云フ、依ツテ直ニ小柳卯三郎氏へ電報ヲ發セリ（小石川音羽町三ノ一六、小柳方）、「アスユクキコクスルナ」ニシカタ、同夜山城屋方へ止宿ス、去ル十四日横場新田へ出張ノ吏員ハ川井定（土木）北村清吉郎（地方）ナリト云フ

一、金參円五拾錢 汽車人力車賃及（金子氏へ■■■壺打、関氏へ菓子代）

一、同參円五拾錢 山城屋（二円）下女三人（一・五）トモ

一、同貳拾錢 電報料小柳氏へ

同夜平松藤資ノ二女森キク来宿、久濶ニテ面会ス、二女出生スト云フ、今夜兄ノ婦モ来條、平松宅へ着スト云フ、何レモ同日ニ出生スト云フ、兄ノ婦ハ白川駅ニテ分泌ス、男児」ナリト、是レハ新潟市ノ生レナリト、森キクヨリ「ハンカチーフ」半斤頂戴シタリ」、同夜井栗村桑原春随氏へ書状ヲ發ス、上京ノ件ナリ、又諸橋新氏へ知事へ面会セシ件及願書到着ノ件ヲ併セテ通知シ

タリ、午後十一時三十分小柳卯三郎氏より返電アリ「ララ」「カンパアスコウテツスルミコミナシ、ボクカヘル」オヤナギヘト

廿九日 曇雨ナリ、午前十時三島郡大河津村大字五千石丸山弥助より倉田寅一郎氏へ返書ヲ発ス、田澤氏ヘノ件ハ来月下旬工事見物ノ際ニ可致ト申越シタリ、又平松藤資二女森キク方へ帯立祝儀トシテ金壺円也遣ハス、先是小柳卯三郎氏方へ再電ヲ発ス「ミコミアリゼヒイテクレ」ニシ、午後〇時廿分金子直蔵氏方へ電話ヲ以テ可成急キ呉レト依頼ス、婦人曰ク、留守ナリ夕刻ニナルベシト云フ、午後三時金子直蔵氏より三〇電為替来着ス、直チニ郵便局ヘ到リテ三〇受取帰宿シ、四時出発、三條駅ヘ到リ四時廿分ノ列車ニテ上京シタリ

- | | |
|-----------|-------------|
| 一、金貳拾錢 | 電報料 |
| 一、同五拾錢 | 吉文字や■砂糖代 |
| 一、同四円四十五錢 | 中等汽車賃 |
| 一、同六拾五錢 | 人力車賃夕飯弁当其他分 |

卅日 午前七時上野へ下車シ金生館ヘ到リ朝飯ヲ喫シ、十時半小柳卯三郎氏ヲ音羽町三ノ一六ニ訪フ、帰国スト云フ、甚不快ヲ感ス、丹波やニテ昼飯ヲ食シ、午後一時本部ヘ到リ、山際敬雄、赤尾藤吉郎等ト雑談シ本年十二月迄ノ政友会報代金ヲ納メ、二時赤尾氏ト共ニ司法大臣官邸ヘ到リ松田君及福井〔準造〕秘書其他ヘ面会シ揮毫ノ催促ヲナシタリ、雑談シテ三時半帰宿ス、五時金子直蔵、小柳卯三郎兩人ヘ書面ヲ發送シタリ

- | | |
|----------|----------------|
| 一、金壺円五十錢 | 政友会報一ヶ年分前金 |
| 一、金壺円也 | 柳ノ露玉露製壺斤代 |
| 一、同壺円五十錢 | 丹波や昼食代其他電車人力車賃 |

卅一日 午前五時廿分金生館ヲ発シ上野駅ヘ到リ、同六時四十分發ノ下り列車ニテ午後十一時新潟市高等小学校側ノ寓居ニ到着シタリ、本日ハ快晴ニテ風ナク平靜ナリ、三時ニ留守居ヨリ吉澤丈助氏ノ解職ニ為リタルヲ承知シタリ、仍テ同氏ヲ訪フ露臥セリ

- 一、金四円七拾八銭 上野ヨリ新潟込上等汽車賃
- 一、同参円也 金生館旅籠代其他茶代トモ
- 一、同壹円廿銭 乗車中ノ雜費及人力車賃
- 式、金九円也
- 一、金拾円也 勝手方へ渡ス家賃三月分其他

四月一日 快晴、午前七時四十分吉澤丈助氏ヲ訪ヒ解職ノ件ニ付話シタリ、八時四十分知事官邸へ到リ安藤知事へ面会シ東京府ノ政況ヲ話シ、及吉澤氏解職ニ対スル理由ヲ承知ス、直チニ帰宅シテ其事柄ヲ吉澤氏ニ告ケタリ、彼レ大ニ謝セリ、夫ヨリ支部へ到リ上田良平、神林莞尔ニ面談シタリ、而シテ小甚方へ到リ樋口中島二氏ニ面会シテ慰問ノ辞ヲ述ブ、小柳卯三郎氏ハ市役所へ出頭スト云フ、退出シ若清方へ到リ小山甚四郎へ投票ヲ請求シ²⁸⁾、再ヒ小甚へ到リ、芝ヤ方ニテ甚四郎氏及有志者へ面会シ、夫ヨリ前田惠隆氏ヲ訪ヒ投票ヲ依頼ス、時ニ同氏ハ、坂本有隣候補へ交渉シ呉レト云フ、合諾シテ同氏ヲ訪フ、不在ナリ、伝言シタリ、再ヒ支部へ到リ丸山嵯峨一郎氏来レリ、仍而先日見鳥四郎平氏へ面談ノ件ヲ話シタリ、又夕田中シス証書ノ件ヲ上田神林二氏へ託シタリ、十二時小柳卯三郎氏へ面談シ、小甚ニテ昼飯ヲ喫シ、直チニ寄寓セリ

二日 快晴、午前八時半研究^{ママ}舎事務所ヲ訪ヒ櫻井丸山両幹事へ面会シ、及古閑坂本其他人々へ面会シ、伏見岩藏氏ノ投票不足ナルト、小甚ノ賛成者早見其他ノ分ニ付本町古亀町ニ至リ小林八藏ヲ訪ヒ、伏見其他ノ件ヲ話ス、彼ノ早見ノ分ハ三枚丈ケナリト云フ、十一時半退出セリ、直チニ小甚事務所へ到リ彼ノ投票ヲ話シヲナシ、及研究会事務所ヲ訪ヒ櫻井氏へ注意シテ寄寓セリ、同夜十二時号外アリ、水澤、坂本、山田、加瀬、三木、小山六名研究会当選ス

三日 晴、午前九時市役所前へ到リ、二級選挙ノ状況ヲ視察シタリ、午后四時号外アリ、松本、若井、八幡、伏見、石山、赤坂、六名研究会当選セリ

- 一、金壹円五十銭 牛乳三月分支払ス

四日 晴、午後三時荻野左門氏来訪、石田氏借入金来ル十日返済ノ件ナリ、
 当市ニ於テ授受願度ト、依ッテ其旨石田氏へ通知スルコト、ナシタリ、四時
 号外アリ、一級ハ櫻井古賀ノ二名当選ス、合計十四名研究会敗北シタリ

五日 晴、午前十時石田友蔵同友吉両氏へ宛書状ヲ発ス、荻野氏ノ件ナリ、
 同時音平へ書状ヲ発ス、来ル十二日帰宅ノ件、及テイ女出港用意ノ件ナリ、
 午後二時伏見岩蔵来訪、選挙運動ノ礼ナリシ

六日 晴、午前一時支部へ到リ、上田良平へ新潟市大正会ノ件ニ付注意ヲナ
 シタリ、帰途知事官邸ヲ訪フ、新津出張セラルト、桑原春随氏ノ名刺ヲ託シ
 テ退出セリ

七日 曇小雨、午前八時知事官邸ヲ訪ヒ面会シ都合ヲ承知ス、午後一時山崎
 寅次氏小甚ノ礼ニ来訪ス、三時桑原春随氏へ書状ヲ発ス、二三日間ハ他行ナ
 シト申越セリ

八日 雨、今朝自宅ヒデ²⁹⁾よりはがきアリ、「テイ女」見合せ呉レト、午後
 二時金子直蔵へはがきヲ発ス、来ル十日若クハ十一日出港ヲ乞フト、小柳卯
 三郎当日出港ニ付結局ノ意見ヲ相談シタシ云々ト申越シタリ

九日 晴、午前七時桑原春随氏ヨリ来状アリ、知事へ会見、出港ノ件ナリ、
 又同夜はがきアリ、〔新潟〕毎日新聞ニ知事上京スト、依ッテ出港見合スト
 云フ、直チニ返書ヲ発セリ、即チ知事ハ昨夜長岡ヨリ帰り本日ハ在邸ナリ、
 新潟毎日紙ハ誤聞ナルヘシト、乍併貴君ノ御都合ナラバ必ストハ申サズト返
 答シタリ、本日荻野氏へ注意セシニ、差岡ナシト、又受渡シハ拙宅ニ於テ願
 度云々ト云フ、諾セリ

一、金五円也 勝手方へ相渡ス

十日 晴、午前九時支部へ到リ神林氏へ中越銀行支店へ交渉ノ件ヲ話シタ
 リ、九時半県庁へ到リ北見会計課長ニ面会シ、小甚ノ件「レイル」売却ノ模
 様ヲ承知シタリ、尚ホ地方課長藤沢喜久多氏へ面会シテ横場新田堤外地貸付
 料ノ件ニ付意見ヲ述ヘタリ、十時桑原華随氏へ電報ヲ発シ及はがきヲ発送シ
 タリ、「チジルスオエテアルナ」ニシ至急／又今朝荻野左門氏来訪、借用証

ノ打合セアリシ、十一時瀧沢源次来訪、石材会社内定ニ来ルト云フ、正午退出セリ、午後一時小林八藏氏来訪アリ、彼揮毫御札ノ件ナリ、二時加茂町石田友藏氏ノ代人福井友一氏来訪、土産物ヲ頂戴セリ、次テ荻野氏方へ使ヒヲ遣ハス、来ラス、三時再ヒ使ヒヲ遣ハス、四時当人ニテ（荻野小島）来訪ス、荻野氏曰ク、登記ノ都合ニ依リ銀行ヨリ金員借用出来ス、誠ニ以テ不相済次第ナレトモ、明後日迄御猶予ヲ願度云々ト、即チ不得止事ニ付相談之上来ル十二日午前中ニ受取渡シヲ為スコトニ定メ、三人トモ退出セラル（石田氏へ対シテ甚タ御氣之毒ナリシナリ）

一、金四拾五銭 桑原氏へ電信料

十一日 快晴、午前九時支部へ到リ、丸山幹事ニ新潟市大正会員中ニ政友会員存在シテ市議員選挙ニ対シ見苦敷失敗シタルハ支部ノ節制不良ノ然カラシムル所ナリ、宜敷之レヲ糾スヘシト勸告シテ退ク、次テ小柳氏ニ面会、本日ハ多忙ナリト云フ、又金子氏モ来港セサルヲ以テ協議ヲ延ヘタリ、帰宅ス、午後七時県議三人ハ無罪中島一ヶ年金子八十ヶ月ト言渡サル³⁰⁾、支部ヨリ報知アリシ、又荻野氏ヨリ返事アリ、準備シタリト云フ

十二日 快晴、今朝小甚方小柳氏へ面談ノ都合ヲ照会ス、返事アリ未定ナリト云フ、十時半加茂町石田友藏氏ノ使ヒトシテ福井友一氏来訪ス、直チニ荻野氏へ出席ヲ促カス、十一時同氏及小島太郎一氏ノ代人小山甚四郎氏来訪ス、而シテ小島氏ノ分三百円也出金ス、又荻野氏ヨリ金百円也、及新潟毎日新聞社寄付金五拾円也、受領証外ニ金百五拾円也、借用証書（利子ハ年壹割ニシテ返期ハ大正三年十二月廿五日）壹通、計金三百円也、惣斗金六百円也、去ル明治三十五年小島荻野連帶ノ借用金証書一通ト引替ヲナシタリ、於是一段落ヲ告ゲタリ、十一時三十分三人退出セリ、本日午後一時市会組織会ナリト云フ、同夜桐小林金藏氏ヨリ来状アリ、要ハ道路看守人志願ノ件ナリ

十三日 晴、午前十一時菅井乾二氏来訪雑話シタリ、又生命保険ノ照会依頼アリシ、午後三時半小柳卯三郎氏ヲ小甚ニ訪ヒ四百円金ノ意見ヲ問フ、同人曰ク、支部ノ行動ニシ度ト丸山幹事へ相談スト云フ、余曰ク、櫻井氏ハ当時

断言セリ、加ルニ上田氏ハ冷淡ナリ、到底見込不立ト云フ、小柳氏曰ク、筋道ヲ踏ミ行クヘシト云フ、余八十日間連行ニナレトモ所謂病人ニ好ムと一任シテ退出セリ、又タ神林氏ハ羽田英二氏へ密談シタリトノ通知アリ

十四日 晴、午前九時神林氏ヲ訪ヒ中越ノ件ヲ承知ス、仍テ浅野竹蔵氏方ヘ到リ面談セリ、十時北見会斗〔計〕課長ヲ訪ヒ二三〇ノ間ニ御依頼シタシト陳述シテ退ク、本日外〔ソト〕女ヲ遣シ支店ヨリ二十五円借用シタリ、同夜音平方へはがきヲ発ス（来ル十七日帰宅スト）

一、金拾貳円五十銭 勝手方へ相渡ス

一、同壱円也 ピスケット五斤代

十五日 朝雨十時ヨリ晴レ、同時荻野左門氏来訪、石田借入金ノ挨拶ニ来訪セラル、御肴料ヲ持参、辞退セシニ、小川令夫人再ヒ持参セラレ頂戴シタリ

十六日 晴、古川丈二先生より着京ノ来信アリ、神田区三崎町二ノ一、古川宗吾方ニ止宿スト云フ、午后三時支部春季惣会ヲ来ル廿五日ニ開キ、廿六日演説会ヲ開催スト通知アリ

十七日 晴、本日安藤知事帰邸セリ、同夜石田友蔵氏ヨリ荻野氏ノ件ニ礼状アリ、直チニ挨拶はがきヲ発ス、荻野氏ト共ニ御礼旁参上スル積リナルモ暫ク■■居候云々

十八日 晴、午前七時荻野左門氏ヲ訪ヒ石田友蔵氏よりノはがきヲ示シ雑話セリ、八時知事官邸ヲ訪ヒ横場堤外地貸下ケ料ノ件ニ付面談シ、又吉澤丈助ノ件ヲ依頼ス、其他雑談ス、九時支部ヘ到リ彼ノ山本悌二郎氏辞職ノ件ニ付本部及本人へ幹事より交渉アレト、決意シタリ決シテ約束等ノコトナシト断言ス、午后四時児島四郎平来訪ス、山与支店へ入質物品流期（本月廿日）ニ付之レヲ来ル六月末マテ延期願度トノ請求アリ、諾セリ、同夜関蔵宅ヘ到リ児島氏ノ事情ヲ話シ六月末マテ延期ノ承諾ヲ得テ退ク

十九日 快晴、午前八時音平ヨリはがきアリ、帰村ノ件ナリ、同九時東京市芝公園丸山板垣伯銅像建設除幕式事務所宛ニテ左ノ電報ヲ発セリ、「除幕式盛儀ヲ祝ス 西潟為蔵」、午后一時諸橋新氏へ地方課へ交渉云々ノ件書状ヲ

発ス、同二時ノ上り列車ニテーノ木戸へ下車シ帰村セリ

一、金壺円五十銭 汽車人力車賃其他菓子代

廿日 雨、本日目黒昌司、渋谷熊藏来訪、午前十一時退出セリ、屋根葺来レリ

廿一日 晴、午前八時川や猪吉郎氏来訪ス、同十一時青柳乙松来訪、昼飯ヲ喫シタリ、先是午前九時石月鹿藏氏来訪、本村会ノ件及山倉氏建議案ノ件等ヲ話シタリ、午后三時横山正一來訪、東郷大将ノ揮毫ヲ持参シ雑談シタリ、同夜鈴木木藏氏来泊セリ「上町■丸山吉三郎氏ナリ

廿二日 曇

廿三日 雨、午前九時石月やす子来訪ス、一ノ木戸馬場方へ媒酌ノ件ナリ、次テ本人ノ母モ来訪セリ、午后三時吉田〔兵三郎〕土田〔久七〕両氏来訪、彼耕地整理ニ関スル件ニ付キ出県ノ謝詞ヲ述ラル、同夜長谷川榮藏来訪、家計改革財之返付ノ件ナリ、同夜隣家藤次郎氏来訪、雑談シタリ

廿四日 晴、午前八時石月定次来訪、故五助家督ノ件ナリ、午後一時半出発一ノ木戸ヨリ発車、五時新潟へ出港セリ、本日青柳乙松再来ス、媒酌ノ件ナリ（丸山吉三郎）

廿五日 晴、午前九時支部惣会ニ列ス、本部特派員井上角五郎、小出五郎（岡山）両氏来会セリ、例ノ如シ十一時三十分閉会ス、午後〇時三十分改良座ニ於テ政談演説会ヲ開ク、盛会ナリ、同五時鍋茶やニテ慰勞懇親会ヲ開キ九時帰寓ス

一、金壺円五十銭 昨日ノ汽車及人力車賃等

一、同参円拾五銭 鍋茶や懇親会費及車賃

廿六日 雨、午前七時半小柳卯三郎氏ヲ訪ヒ面会ス、同氏ハ上り二番列車ニテ長野県へ出発スト云フ、懇話不充分ニ付金子直藏氏ト面談シ依頼セリ、諾ス、而シテ井上角五郎氏ヲ訪ヒ雑話シ、及小出五郎へ挨拶ヲナシタリ、又石塚六三郎氏ヲ訪フ、座ニ深堀智次、田代為輔ノ三氏アリ、雑談セリ、又石塚氏ハ直江津へ引所ノ件ニ付依頼アリ、諾セリ（本年十二月限り三十三万石以

上)、十一時廿分井上小出両氏出発ニ付見送ス、正午寄寓ス、不在中大井真操氏来訪、桑原春随ノ出港ノ件ナリト、本日金子直藏氏ヨリ何等ノ報知ナシ
廿七日 雨、午前四時新潟ニ入ル、午後四時音平ヨリ来状アリ、義雄不快ニ付上京スルナラ訪ネ呉レトノ件ナリ、依ッテ上京日限来決定也、義雄へ問合せセヨト、又タ栄運和尚へ紹会状ヲ発セリ、及其旨モ音平へ返事次第通知スト申越シタリ、本日モ金子氏ヨリ報知ナカリシナリ、同夜斎藤二郎氏ヨリノ書状（三月卅一日付ノ分）手数料ノ件、及横田前田法律事務所ヨリ（四月廿二日）書状郷里ヨリ転送アリタリ、同時隣家吉澤丈助氏へ就任ノ件電報アリシ

廿八日 快晴、支部へ出頭、神林氏ト相談シテ中越銀行ノ件羽田英二氏内談シタリ、来ル六月第二期配当マテニハ残金ヲ払戻シ度ト云々、依ッテ浅野竹藏氏へ通帳及金参円九拾銭〔利子分〕ヲ添ヒ持参シ同氏へ相渡雑談シテ帰寓ス、午前十一時横田前田法律事務所へ書状ヲ発ス、手数料暫時ノ間猶予ノ件ナリ

廿九日 雨、午後一時小林、早見兩人来訪、彼ノ揮毫ノ礼物ヲ持参シ送付方ヲ託セリ、諾ス、袴地ナリ小包ノ箱ヲ注文セリ、佐々木弥文太へ託ス、本日行政裁判所ニ於テ県議三平問題ニ対シテ失格ノ宣告アリタリ、我党万歳、三平トハ（池田正平、岡田正平、横井庄平）次点当選（高地吉藏、水野助次、島田直次）

卅日 快晴、午前八時弥久保栄運法師ヨリ来信アリ、丸山吉太郎ノ実母ハサワナリト云フ、直チニ音平方へ転送シタリ、九時吉澤丈助氏来訪ス、青森県へ赴任スト云フ、年俸八百五十円准奏任ナリ、知事へ執成方依頼セラル、同夜佐々木ヨリ杉箱一ツ持参ス、代価拾五銭ナリ相渡ス

五月一日 小雨、午前八時桑原春随氏ヨリはがき到来ス、風邪ナリト云フ、同夜東京市麹町区一番町井上角五郎氏ヨリ来状アリ、先日巡回ノ礼状ナリ（本日田中利三郎氏ヨリ進物トシテ小鯛五枚贈ラル）

二日 晴、午前九時井上角五郎氏へ返書ヲ発ス、先日ノ挨拶ナリ、同時県庁

へ出頭、寒川課長北見課長等へ面会シタリ、十一時支部へ到り、神林氏ト話し関矢儀八郎氏ノ件ヲ依頼シ、又小山甚四郎氏へ北見課長へ面談ノ件ヲ話し寄寓ス、午后〇時廿分森町村大字牛野尾熊倉新吉及桐小林金藏同伴来訪ス、濁酒密造嫌疑ノ件ナリ、雑話ヲナシタリ、本日政友会本部ヨリ井上小出両氏巡回ノ礼状到来シタリ

三日 曇、午前八時知事官邸ヲ訪ヒ面会シ、吉澤丈助氏青森赴任ノ件ヲ話し、及桑原春随氏依頼ノ件ヲ話ス（知事四五日間ハ他行セスト云フ）、而シテ吉澤氏其旨ヲ通知ス、而シテ同人出発ノ手伝ひヲナサシム（下女え）、

四日 快晴、午前十一時同人出発ノ見送リトシテ、阿部外〔ソト〕小兒二人停車場へ赴キタリ（年俸八百五十万円奏任待遇）

一、吉澤丈助氏ノ実家ハ神奈川県高座郡大野村上鶴間一七五五地ナリ、又婦人ウラ女ノ実家ハ同県鎌倉郡川口村片瀬二八二八、富川平左衛門女ナリト

同夜井栗村桑原春随氏へ知事四五日他出セラレストノ報知ヲナス

五日 晴、午前十一時丸山嵯峨一郎氏ヲ訪ヒ中央ノ模様ヲ承知シ、又熊倉新吉ノ件ヲ話しタリ、次テ支部へ到リ関屋氏ノ件ヲ問フ、未帰港ト、午後二時小甚主人来訪セリ、土功ビール³¹⁾ 払金三拾円余ニ願書調整スト云フ、是ヨリ提出スト云フ、又金子直藏氏へ止宿スト云フ、午後三時小甚へ到り金子直藏氏ヲ訪フ、座ニ佐藤弘君兄弟在リ、産馬会社ノ組織談アリ、又田辺熊一氏昨六日東京出発帰国シ弟ノ埋骨ヲナスト云フ、及選挙以来初帰国ニ付有志者懇親会ノ相談ヲナセリ、三條ハ来ル十二日ト過程ス、又タ余ノ立替金談判セントセシニ、近江屋集会催促アリ、依テ立替金ノ件ハ後刻拙者方へ来訪スト云、退ク、同夜桐小林氏へ丸山弁護士ノ帰港ヲ通知シタリ、

一、金貳円也 勝手方へ■度ニ相渡ス、

六日 晴、午前七時金子直藏氏来訪、彼ノ選挙四百円金³²⁾ノ件ニ付決意ヲ話しセリ、尚ホ田辺熊一氏昨夜出発、本日巻着クノ件ヲ話ス、且ツ十二日報告会ノ相談ヲナシタリ

七日 快晴、午前十一時熊倉新吉ヨリ来状アリ、濁酒嫌疑取調ノ件、又桑原春随氏より未タ出港難相成ト返事アリ、同夜金子直藏氏ヨリ来状アリ、十二日ノ件ナリ

八日 曇少雨、午前九時浅野竹藏氏方へ使ヒヲ遣ハス、午后三時同人借用証書ヲ持参セリ、又昨夜金子氏ノ書状ヲ添ヒ渡辺寅藏氏へ書状ヲ発セリ、即十二日報告会及慰労会ノ件ナリシ、又支部ヨリ関矢儀八郎氏帰港スト云フ

九日 晴、午前八時本湊町へ到リ関矢儀八郎氏ヲ訪フ、不在ナリ、伝言シテ退ク、帰途東沢物産及露領遠洋漁業組合等ヲ訪フ、居ラスト云フ、仍テ神林氏ヲ訪ヒ用向キヲ同氏へ託セリ、而シテ県庁へ到ル、小甚ノ件ナリ、北見課長出席ナク九時帰寓セリ、時ニ渡辺寅藏氏ヨリ来状アリ、来ル十二日ノ手配シタリトノ報ナリ、午后二時桐小林金藏氏及九之曾根〔渡辺寅藏〕ノ両氏へ十二日ノ件ニ付はがきヲ発セリ、又同夜渡辺盛次氏へモ十二日ノ件通知シタリ

同十日 雨、午前八時神林氏来訪シテ関矢氏在宅ナリト云フ、又彼ノ書類ヲ廻付シタリ、十時関矢儀八郎氏ヲ訪ヒ面談シ、五百円借用証書ニ証人ヲ捺印セリ³³⁾、十一時退出ス、午后一時浅野竹藏氏ヲ訪フ、不在ナリ、妻女へ借用証書ヲ相渡シテ伝言シタリ、次テ支部へ到リ神林氏へ左ノ始末ヲ話シ、付属書類ヲ返却シタリ、三時半帰寓ス、時ニ桐小林兼藏氏ヨリ来状アリ、熊倉濁酒ノ礼状ナリシ

十一日 晴、午后一時丸山嵯峨一郎氏ヲ訪ヒ彼ノ熊倉濁酒ノ件ヲ話シ、及書状ヲ送付ス、其他雑話シタリ、二時前田恵隆氏ヲ訪ヒ是又雑談シタリ、三時帰寓シタリ

同十二日 晴、午前五時十分出発上り第一列車ニテーノ木戸へ下車シ、而シテ山城ヤへ着ク、直チニ渡辺方へ電話シテ打合セヲナシ、又衆楽館へ電話ニテ来着ヲ通知ス、暫時ニシテ衆楽若主人来宿種々相談セリ、十一時廿分金子直藏氏ヨリ電話アリ、午后一時ニ衆楽館へ出席スト云フ、而シテ渡辺寅藏氏来宿手續キヲ承知シタリ、午后〇時三十分衆楽館へ出席ス、有志者続々来集、

一時三十分田辺氏一行来場ス、二時報告演説ヲナス、四時終了ス、四時半同氏ノ慰労会ヲ開ク来会者八十一名盛会ナリ、丸山嵯峨一郎氏出席ス、七時散会シタリ、田辺氏一行ハ終列車ニテ新潟へ出港シタリ、余ハ山城やへ止宿ス
同十三日 雨、午前九時半衆楽館ヨリ仕訳ヲ持参ス、十時出発、関氏方へ立寄長八へ面会シ、十時五十分ノ列車ニテ出港シタリ、午後五時小甚へ電話ニテ金子直蔵氏ノ出港ヲ問フ、来列者ナリト云フ、同時在青森市柳町廿五、戸川善太郎様方吉澤文介ヨリ来状（去ル七日同地へ到着ストノ報）アリ、直チニ返書ヲ発ス、及音平へはがきヲ発送シタリ、本日山城やへ依頼シテ外山次郎作方へ醤油ノ注文ヲナシタリ

一、金参円六十二銭 山城やへ二泊ノ旅費及茶代共

一、同貳円廿銭 三条へ往復汽車及人力車賃トモ

十四日 晴、午前八時小甚方へ到リ、田辺氏ヲ訪ヒ義雄ガ件ヲ依頼シタリ、又金子直蔵氏へ面会シテ會計上ノ件ヲ話ス、同氏ハ后刻拙者方へ来訪スト云フ、九時帰寓シタリ

一、金一円也 ピスケット五斤代

十五日 晴、昨日金子氏竟ニ来ラス、午前八時小甚へ到リ、金子氏ヲ訪フ、昨日帰宅スト云フ、依ッテ小甚夫婦へ依頼シテ退ク、支部へ到リ神林氏へ面会シ十一時帰宅ス、午後三時関矢氏ヨリ来状アリ、直チニ篠田方へ到リ種々雑談シタリ

十六日 曇、午後一時五十嵐米屋へ勘定ヲ渡シテ帰宅ス、午後七時金子直蔵氏ヨリ来状アリ、直ニ返書ヲ発ス、会式場ノ件ナリ、同時渡辺寅蔵氏へはがきヲ発ス、田辺氏依頼ノ慰労会出席人名へ謝状ヲ発スルノ必要アリ、住所氏名書郵便ニテ發送アリ度トノ件ナリ

一、金七円八銭也 五十嵐米やへ払フ（白米貳斗、餅米一斗）

一、同六円也 勝手方へ相渡ス

十七日 晴、本日味噌造リヲナシタリ、午後三時小林八蔵氏来訪、貸座敷娼妓税ノ件ニ付キ雑話シタリ、又同時荻野氏一寸来訪シタリ

十八日 快晴、本日新潟市ニ於テ越後鉄道ノ竣工式ヲ举行セリ（白山公園及陳列館ナリ）、夕刻雨トナレリ、

十九日 晴、午前十時桑原春隨氏來訪雑話ス、井栗小学校開校式辞ニ田安郡長本村紛擾云々ヲ加ヒタルハ不穩当ナリ」午后四時桑原氏同伴シテ安藤知事ヲ訪ヒ、面談シタリ

廿日 雨、午前十一時関矢儀八郎氏ヲ訪ヒ雑談シタリ、本日スイヲ佐藤広氏ヘ遣ハス

廿一日 曇大風ナリ、午后四時小山甚四郎來訪シテ彼ノ特売願ノ件ヲ話シタリ、同夜石田友藏氏ヨリハガキ到來ス、直チニ返書ヲ發セリ

同廿二日 晴、午前十一時石田友藏氏來訪、荻野氏件ノ談ニ參ラル、■子式本頂戴ス、午后貳時県庁ヘ到リ北見會計課長^{ママ}ノ〔ニ〕面会シ小甚ヘ払シノ品物ノ件ナリ、三時支部ヘ到リ神林氏ニ会シ又小林正章氏支部ヘ來リ面会雑談シタリ、

一、金貳拾四円也 勝手方ヘ相渡ス（富藤氏家賃ニヶ月分及米ヤ二斗代、市税一六七、）

午后五時金子直藏氏來訪シテ慰勞費ノ件ヲ話シタリ、明朝來訪スト云フ

同廿三日 晴、午前十一時燕町吉田仙七³⁴氏ヘ書状ヲ發ス、彼ノ四百円金返送請求ノ件ナリ、書留ニテ送ル、正午小山甚四郎氏來訪ス、金四拾円也、高額ナレトモ書面提出スト云フ、午后四時高橋モト方ヘ到リ官報一ヶ月注文シテ歸寓ス、但シ六月分

一、金壹円也 官報一ヶ月代及其他ノ買物代、

同廿四日 曇、午前十一時金子直藏氏來訪、彼ノ費用〔田辺熊一婦郷に際する有志者懇親会ノ費用カ〕ノ内八拾貳円九十錢請求、殘金四拾円也、本月末マテトス、午后二時郵便局ヘ到リ服部宇之吉氏宛ニテ振替貯金貳円ヲ払込シタリ、即チ星野教授廿五年祝賀云々ノ分ナリ、三時高橋吉五郎ヲ訪フ、不在ナリ退出ス、支部ヘ到リ神林氏ヘ田中シスノ分五円也相渡シ支部ノ分ト併セテ十円也、高橋弁護士ヘ送金スヘキ旨申聞ケタリ、帰宅ス、

一、金式円也 東京大学服部宇之吉氏へ振替貯金払込ム

一、同式拾式銭 百花園袖香里半助其他ノ分

同廿五日 午後一時県農会楼上へ出席ス、衛生会惣会ナリ、池田、岩川、両博士講演アリタリ

一、金拾円也 勝手方へ相渡ス、松川歯科医へ払フト

一、同式円廿銭 若清ノ払及人力車賃

午後三時東京麻布区渋谷広尾八十七番地山本幸彦氏去ル廿三日午後十一時十分永眠ノ訃報ニ接シ、同四時弔状ヲ発送シタリ、五時篠田ヲ訪問セリ

同廿六日 晴、午前七時桑原春随氏ヨリ来状アリ、目的相違候様請求ノ件ナリ

一、金拾五円也 勝手方月末払ヒテ相渡ス、

午前九時知事官邸ヲ訪ヒ桑原氏ノ書面持参シ、懇談シタリ、

同廿七日 大雨、午後二時、桑原春随氏（書状ヲ発ス）過日ノ談ヲ兼ネ返事ス

同廿八日 晴、午後二時長谷部政次氏来訪ス、来ル六月一日百老会惣会開催ノ件ナリ

同廿九日 晴、午前九時富山吉三郎氏婦サワ病死、葬式ニ付参列セシム、午後四時山与来訪、暫時雑談シタリ

一、金五拾銭 播喜へ香典トシテ遣ハス

同三十日 晴、午後〇時三十分篠田方へ到リ、住永氏ヲ訪問シタリ

同卅一日 曇、無事

六月一日 晴、午後二時三十分スイ帰村ス

同二日 晴、徳永氏ヲ訪ヒ面会シタリ、同夜スイ女帰宅ス、

同三日 晴、午後〇時卅分篠田ヲ訪問シタリ、

同四日 曇、篠田ヲ訪ヒ速ク帰ル

同五日 晴、午前九時渡辺寅藏氏ヨリ来状アリ、直チニ衆楽館へ書状ヲ発セリ

同六日 雨、本日ヨリ新潟競馬会初メタリ、佐藤弘氏ヨリ招待券頂戴ス

同七日 雨、無事

同八日 晴、午前九時原ノ鈴木米四郎よりスイガ礼状到来セリ、十二時内山要一郎氏来訪、雑談シタリ、掛物ヲ観覧セシム、本日飛行機ノ見世物来港セリ

同九日 晴、午前九時三条町本派別院輪番白水臥龍師ヨリ来場アリ、来ル十月三日大法主猊下御下伺ニ付準備其他御協議申度、来ル十二日午前十時惣末寺勘定肝煎会議開催致シ候間御繰合御来院相成度云々ナリ

十日 曇、本日午後九時下婢鈴木すいヲ並木町藤田□□方へ嫁入セシム、媒人ハ池田□□妻ナリ、藤田ハ旧村上藩士ノ子息ニテ今ハ小揚業〔荷役事業〕ヲ営ムト云フ、祝儀トシテ、ガス縮浴衣地壺反代金弍円三拾錢其他酒肴等ノ祝儀物代金壺円廿錢、人力車一台ヲ雇ヒ荷物ヲ運送セシム、翌十一日午前一時アベ外帰宅セリ

十一日 晴暑氣加ヘリ夏日ノ如シ、初メテ単物ヲ着クス、午後二時県庁ヘ到リ北見会計課長ニ面会ス、小甚ドコウビール³⁵⁾ノ件ナリ、金五十円ナリト云フ、而シテ支部ヘ到リ、樋口熊次郎氏ニ面会ス、彼ノ控訴ヘ来ル廿八日公判ナリト云フ、本日阿部マチヨリ三条別院ヘ主人不参ノはがきヲ發送ス、又原村鈴木米四郎方ヘすいが嫁入ノ件通知ス、五時浅野竹藏氏来訪、田中シスノ通帳持参ニ付預リ置ク

一、金五十錢 教悔雜誌一ヶ年分払フ

十二日 快晴大暑ノ如シ、午前十一時東京市京橋区山下町十四番地横田前田法律事務所ヨリ、来ル卅日小沢控訴件口頭弁論期日ト相定ラルト通知アリ、直チニ返書ヲ發ス、来ル廿日星君十三年忌ニ参詣ス、其際御訪問スヘシ云々ト、同時小山甚四郎来訪ス、昨日ノ件ヲ話シタリ、即チ金五十円ニ払下クベシト勸告シタリ

十三日 曇、本日中央ニ於テ制度整理ノ発表ヲナシタリ

十四日 曇、浅野竹藏氏持参ノ通帳ヲ神林方ヘ持参シタリ、且ツ上田良平氏

ハ時日出港スト好都合ナリト云ヘリ

十五日 朝曇午后晴、午前十一時金子直藏氏より来状アリ、来ル廿日頃帰国スト云、山林払下ケノ話シアリト、吉田仙七氏より何等咄シナシト云フ、午后一時帰国請求ノ書面ヲ発ス、東京市京橋区南小田原町四ノ五、田辺熊一氏方金子直藏氏宛テ、農商〔務〕省所管山林払下ノ件ニ付皆川八太郎氏へ金子氏書状切抜キヲ封入シテ書状ヲ発ス（午后四時）□主上陛下本日御床払被為在、「百官天機奉伺被為受」

同十六日 快晴、午前八時安藤知事ヲ訪ヒ面談シタリ、彼ノ桑原氏ノ伝言ヲナシタリ

一、金三円也 勝手方へ相渡ス現金払ノ当テ

同夜十時星亨氏十三年忌法会来ル廿一日池上ニ於テ執行ノ件、星光氏ノ名義ニテ報知アリ、直チニ出席ノ旨返書ヲ發送シタリ

同十七日 大雨、午后四時五十分北陸商業銀行員佐藤某〔「四三郎」と追記あり〕来訪、借入金ノ催促アリ、依ッテ七月勘定迄ニ利子ヲ送付可仕ト申置キタリ、人力車営業川島妻亡ス

同十八日 曇、午前十時金子直藏氏（東京）へ発電ス「キミイツカヘルカヘン」ニシカタ、同時人力車業川島熊太郎来訪シテ妻葬式費トシテ金員借用ヲ請求ス、依ッテ不得止場合ニ付渡辺支店ヨリ借用シテ金拾円也貸与シタリ、又同人へ香典トシテ金壹円也送付ス、家内会葬セリ、本日支店ヨリ金參拾円借用ス

一、金拾円也 川島熊太郎葬式費ニ貸与ス

一、同壹円也 同人え香典トシテ送ル

一、同五拾錢也 電信費及はがき廿枚代

又本日内閣総理大臣伯爵山本権兵衛ノ名ヲ以テ各省大臣各位へ宛テ左ノ通牒アリ、「左ニ掲クルハ共通平易ニシテ時ト人トヲ問ハス常ニ行ハサル可ラス」

（一）経費ヲ節約シ儉省ヲ以テ素ト為スヘキ事

- (二) 選叙ヲ慎ミ俊秀ナル吏僚ヲシテ其職ニ安ムセシムベキ事
- (三) 繁文ヲ省キ事務ノ簡捷ヲ図ルヘキ事
- (四) 官ニ在ル者ハ忠実勤勉ヲ以テ終始一貫スヘキ事
- (五) 衆庶ニ対シテ丁寧懇切ナルヘキコト

謹懃恭謙情ヲ竭シ理ヲ尽シテ能ク人心ヲ服セシムルニ在リ、嚴正ヲ以テ自ラ守リ寛宏以テ人ニ接シ事必ス丁寧親切ヲ旨ト以テ上下ノ真意ヲ疎通スベシ云々 (官報第二百六十五号)

同十九日 晴、午前十時金子直藏氏ヨリ返電アリ、「マダワカラヌガ二五ゴロナラン」、午後二時支部へ到リテ自由党史ヲ返却シ、加藤勝弥氏ニ面会シテ退キ、物産陳列館ニ至リ菓子協会ノ副会長伊藤奥次郎氏ニ会シテ雑談シタリ、同夜雷鳴夕立アリ、電気燈ノ玉ヲ替ヒ認印ヲ付セリ工夫持参ス「杉垣梅吉」

同廿日 快晴、午後二時四十分新潟ヲ発シ、七時十七分柿サキ〔柿崎〕へ到ル、先是七分前、日輪入セリ海面ニ没ス、直江津ニテ夕食弁当ヲ購入シタリ

同廿一日 曇、午前六時大宮ニテ朝飯ヲ喫シ、七時上野下車シ、直チニ小柳支店へ到リ荷物ヲ預ケ、十時池上本門寺へ参詣シテ星亨十三回忌法会ニ列シ、終ッテ曙楼ノ宴会ニ参席シテ、午后四時加藤平四郎ノ宿所京橋区五郎〔兵〕衛町中央旅館ニ立寄り、安藤久次郎、宮部襄四人ニテ旧自由党時代ノ雑話ヲナシタリ、六時夕飯ヲ喫シ、八時帰宿ス大ニ疲労シタリ

- | | |
|----------|---------------|
| 一、金五拾銭 | 星亨十三回忌へ米蠟大式丁代 |
| 一、金四円八拾銭 | 二等汽車賃上野迄ノ分 |
| 一、同一円五銭 | 人力車賃車中弁当代其他 |
| 一、同一円廿五銭 | 電車三十回乗車券代 |
| 一、同七拾銭 | 池上往復人力車賃及茶代トモ |
| 一、同一円也 | 田辺熊一へ栗まんしゅ壺箱 |
| 計、金九円三十銭 | |

廿二日 雨、田辺熊一氏ヲ訪ヒ、義雄ガ礼ヲ述ヘテ栗マンシュー一箱提出セリ、

金子直藏氏不在ニ付伝書ヲナセリ、十一時青山六丁目四十六番地齋藤和平太ヲ訪問シ、四百円金ノ始末ヲ話シ尽力ヲ依頼ス、昼飯ヲ頂キ、後チ退出シタリ、午後二時板垣翁ノ銅像ヲ觀覽シ公園内ヲ散歩シ、増上寺へ參詣シ后チ本部へ到リ雑話シタリ、臨時大会開設ヲ提議ス³⁶⁾、又夕電話ヲ以テ松田正久氏へ面会ヲ請求ス、明日午前八時トス、諾サル、又金子氏ト明廿三日午前九時齋藤氏方へ訪問スルコトヲ約ス、六時帰宿ス、同夜音平方へはがきヲ發ス

廿三日 曇、午前九時松田正久君方へ義雄ヲ遣シ掛物箱ヲ持參セシム、同時ニ余ハ齋藤和平太氏方へ到リ、病氣見舞イトシテ鶏卵壺円分ヲ持參ス、時ニ昨日約束セシ通り金子直藏氏在リ、而シテ彼ノ四百円金ノ評議ヲナス、金子氏曰ク、到底田辺氏ニ該金ノ請求ハ困難ナリ、帰国ノ上直チニ吉田小柳氏等ト協議シ、支部へ交渉シ、其結果ニ依リテ又其方便ヲ講シ度シト云フ、余曰、最早一ヶ年余ヲ経過スル今日ニ於テ十日若クバ^{ママ}二週間ノ^{ママ}猶〔猶予〕出来サルコトナシト雖モ奈何セン、余ハ貳百円訴訟事務依頼費ノ催促アリ、之レヲ何トカ済セタル后ナレバ其問題ノ期ヲ延フルハ差支ナシ、齋藤〔和平太〕金子〔直藏〕兩人ニテ田辺氏へ貳百円ノ借用願入相成度、余ハ其借用証書差入ベシト、兩人曰ク、事其レ以上ノ方法ハアルマジト承諾セリ、余曰ク、明后廿五日マテ解決願タシト請求シ、夜ニ入り帰宿ス、本日ハ昼夕二飯トモ齋藤氏方ニテ頂戴シタリ

一、金壺円也 鶏卵三十個代

廿四日 曇、午前十時松田正久氏ヲ訪ヒ雑談シタリ、同時陸軍大臣木越安綱辞任シ楠ノ瀬幸彦氏後任トノコトヲ承知ス、長閥ノ憤怒ニ出タルコトト推知ス、正午本部へ到リ、村野幹事長其他ノ幹事及有志者ト雑談シタリ、又本部臨時大会ヲ開クベシト要請シタリ、午後三時帰宿ス、雨ニナル

一、金壺円五十錢 松田正久氏方へ菓子箱代其他

同廿五日 昨夜大雨止ミ曇、午前八時義雄ハ同窓同級生送別懇親会ニ付出發ス、八時半金子直藏氏ヲ訪フ、昨夜外泊、未夕帰宅セラレスト云フ、伝言シタリ、十一時金子氏來訪、半額丈ケ明朝持參セシムベシト云フ」同時音平方

ヘテイ女ノ件日延セヨト申越シタリ、書状ニテ「、午后二時斎藤和平太氏病床シタルヲ見舞フ、軽快スト云フ

同廿六日 晴、午前八時田辺熊一氏ヲ訪フ、同人ハ棚卸勘定ニテ早朝出社スト云フ、金子直蔵氏ヨリ昨日交渉ノ金百円也受領ス³⁷⁾、借用証書トナス、午前十一時金子氏同伴シテ斎藤氏ヲ訪ヒ丸山嵯峨一郎氏ニ面会シ雑談シタリ、同人ハ県会議員検事控訴ノ件ナリト云フ、昼飯ヲ共ニシタリ、午后五時三十分帰宿ス、又夕義雄モ唯今帰宿シタリト、而シテ行李ヲ整フ、同夜九時出発帰国ノ途ニ就キタリ、又同人ヨリ宿料金拾円也預リ置ク

一、金五拾五銭 本部昼飯料二回分

同廿七日 晴、午前九時小柳支店へ宿払ヒトシテ金廿円相渡シ、十一時横田事務所へ到リ、千之助氏ニ一件書類ヲ相渡シ、而シテ金八拾円也相渡シ、斎藤二郎氏へ遣ハシ呉レト依頼シタリ、計金百五拾円相渡シ残金百円也、事情ヲ話セリ、吁々、而シテ銀座方面ニテ買物ヲナシ帰宿ス、■星方ニテ昼食セリ

一、金八拾円也 横田千之助氏へ相渡ス（訴訟費）

一、同貳拾円也 小柳支店へ払フ下宿料

一、同參円廿銭 （デセル二斤、栗一斤、扇子一本、蚊遣センコウ二卷、夏蜜柑五ツ其他）

同廿八日 雨、午后一時青山斎藤氏ヲ訪フ、臥床シ居レリ、同二時半浅草観世音へ參詣シ、五時帰宿ス、横田千之助氏及事務所へはがきヲ発セリ、宿所通知セリ

廿九日 晴、午前九時斎藤二郎氏ヲ訪ヒ面談シ、明日ノ打合セヲナシタリ、十時松田正久氏ヲ訪ヒ揮毫ヲ依頼シ、及令夫人へモ面会シテ退出セリ、十一時斎藤和平太氏ヲ見舞テ帰宿ス、金子直蔵氏留守中ニ來訪スト云、又音平よりテイガ婚縁ノ件ニ付來状アリ、直チニ返書ヲ發送ス、

一、金貳円七拾銭 麦酒壺打斎藤氏へ中元ノ礼

卅日 晴、午前十時控訴院へ到ル、前田弁護士不參ニ付、山下町事務所へ到

リ同氏ニ面会ス、彼レ曰ク、被告弁護士ニ於テ延期申来リ、不得止同意セリ、次回ハ七月下旬ナルヘシト云フ、其他相談シテ退出ス、而シテ田辺熊一氏ヲ訪ヒ帰国挨拶ヲ述ブ、亦タ金子氏ヘ伝言シテ帰宿ス、直チニ行李ヲ整ヒ及宿払ヒヲナシタリ

一、金七円五十銭 茶代（小柳支店へ金五円若オカミへ壹円、
嬢及下女ヤイへ五十銭ツ、其他五十銭）

午後九時廿分出發、上野へ到リ十時ノ直通列車ニテ出發シタリ、「静穩ナリシ」

一、金八円五十銭 斎藤金一氏へ相払フ六月分家賃

注

- 1) 為藏の長女ヒデの夫。本間拘一・溝口敏磨編『雪月花：西潟為藏回顧録』（野島出版社、1974年）116頁、1890年8月5日条。
- 2) 立憲政友会新潟支部事務員。
- 3) 新潟県村松警察署長。
- 4) 「雪月花」では「諸橋新」。本「日記」でもこの箇所以外「諸橋新」のみ登場。
- 5) 森正隆県知事時代の新潟県会における、政友会系県会議員による非政友会系議長殿打事件（12月14日）によるもの。永木千代治『新潟県政党史』（第二版、新潟県政党史刊行会、1962年）407～408頁。初出は1935年。
- 6) 為藏の孫（長女ヒデの長男）であり、西潟家嗣子。
- 7) 西潟家の女中。1903年8月より、小甚旅館（小山家）の紹介にて。前掲「雪月花」422～423頁、1903年3月9・18日条。
- 8) 「雪月花」には、「余カ西蒲原郡選挙運動ノ際提出セシ四百円金ノ件を話し注意を依頼したり」とある。
- 9) 星亨の妻（未亡人）。
- 10) 星亨の養子で、星家嫡子。
- 11) 「雪月花」には、「新代議士目黒孝平（目黒徳松ノ長男、親ト兎程ノ差アリ）」とある。
- 12) 「雪月花」同3日条に、「新潟県国民党所属代議士坂口仁一郎等ノ徒（河合直次、目黒孝平、川上淳一郎、中野貫一）ハ昨二日閥族桂党ノ軍門ニ投降シタリ、嗟乎」とある。
- 13) 政友会所属代議士、長崎県選出。政友会所属代議士による桂新党（のちの立憲同志会）への参加は僅か数例にとどまった。
- 14) 「雪月花」には「控訴の弁護士」とある。
- 15) 芝の泉岳寺には、赤穂事件に関わった義士（赤穂浪士）が葬られており、自由民権運

動期以来、権力一政府批判の象徴とみなされしばしば参靖された。

- 16) 都下での新聞社焼討の際に、国民新聞社にて銃殺された（流れ弾にあたったなど諸説あり）原源作の葬式。憲政擁護のさなかの“戦死”として、政府批判へとつなげる向きも強かった。「雪月花」では、以下のように詳述される。

「午後一時自宅出棺ス（棺側ニハ立憲青年団員アリ、川長ノ運送店員ハ二行ニテ先登〔頭〕ニ立チ葬具ヲ捧ケ持ツ棺先キニハ妻ノ妹サク棺後ニハ妻イマ、何レモ白衣ヲ着テ車ニ乗り、憲政擁護会ノ有志者ハ其後トヨリ棺ニ続ヘテ追行シ築地本願寺前ヨリ銀座街尾張町ニ出テ竹川町ヲ入り徐行シテ）国民新聞社前ヲ過キ浪華橋ヲ渡リ三田一丁目ヨリ桂邸ヘ向ハントセシニ警察官ノ依頼ニ従ヒ（当時青年会ノ連中カ談判シタ）三時半漸ク泉岳寺ノ葬場ニ着ス、僧侶十余名読経後、立憲青年会五団体ノ代表者慷慨激越ナル吊文ヲ捧ケ、及佐々木照山ノ吊歌等ヲ了シ妻女親戚ヲ初メ一般会送者ノ焼香アリ」
- 17) なお以下「及日本本部ニ於ケル……」の部分は、「雪月花」において、「松田の意見を話したり（曰く……）」と、松田の意見として明記されている。
- 18) 「雪月花」によれば、原邸から本部へ約 200 余名の青年が、捕虜たる者 73 名は徹夜して翌日会見せずに退いたとされる。
- 19) 守田治兵衛商店の風邪薬「守妙」のことカ。
- 20) 「雪月花」には、「原敬の行為を話して同人〔松田〕へ注意を促かし」とある。西潟の不满は、支部が森正隆復職を画策するなか、原内相が水野次官と内議し安藤謙介を新潟県知事に据えたため（『原敬日記』1913年3月1日～3日条）とみられる。
- 21) 新潟市の曹洞宗寺院宗現寺の住職。
- 22) 「雪月花」には、「大会席へ講話師トシテ鳥居錦次郎ノ臨席ヲ乞ヒタルハ不注意ナリト通告シタリ」とある。
- 23) 小柳卯三郎の子で、同嫡子。漢学者。
- 24) 南蒲原郡井栗村の医師。
- 25) 「雪月花」には、「木村、小林、樋口の三県会議員刑事被告事件の公判」とある。
- 26) 雪月花には、「債権譲渡の通知の相殺之意思表示」と追記あり。
- 27) 山城屋は新潟三条にあった旅館。西潟の定宿であり、南蒲原郡の政友会選挙事務所としても用いられた（「雪月花」など）。
- 28) 1913年4月2～4日の第10回新潟市議会議員選挙の件。第三級から第一級まで各一日づつ投票がなされる。議員定数 36 名。同選挙でにおける有権者数は第三級 - 2,130 人、第二級 - 350 人、第一級 - 56 人。
- 29) 為蔵の長女で、音平の夫。
- 30) 新潟県会における国民党系議長殴打事件の公判カ。
- 31) 河川工事や鉄道敷設など土木工事の際に用いた移設式簡易軌道「ドコービル」システムを指す。小山甚四郎が県からの払下げを要望し、西潟が取次いだ。

- 32) 「雪月花」には、「立替金ニ対スル決意ヲ話セリ」とある。
- 33) 『古今要集』には、「関矢儀八郎を訪ひ支部ガ田中シス宛ノ借用証ニ商人ノ調印ヲ為サシム、次テ浅野竹藏ヲ訪ヒ（田中シスノ実父ナリ）該証書ヲ交付セリ」とある。
- 34) 西蒲原郡選出の県会議員。前掲『雪月花 1898年4月21日条（271頁）に、「吉田仙七来訪第一区（西蒲原郡）選挙運動費負担額分配ノ件ヲ協議ス」とあることから、吉田は同郡の選挙運動の陣頭指揮をとった人物とみられる。
- 35) 「雪月花」には、「小山甚四郎へ特売」とある。
- 36) 「雪月花」には、「制度整理発表に対し」と追記あり。
- 37) 「雪月花」には、「金子直藏ヨリ請求ノ半額（百円）ヲ受領ス」とある。

